

産情発 0228 第 1 号  
令和 7 年 2 月 28 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房  
医薬産業振興・医療情報審議官  
( 公印省略 )

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」  
の公布について

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。）について、本日公布されたところです。

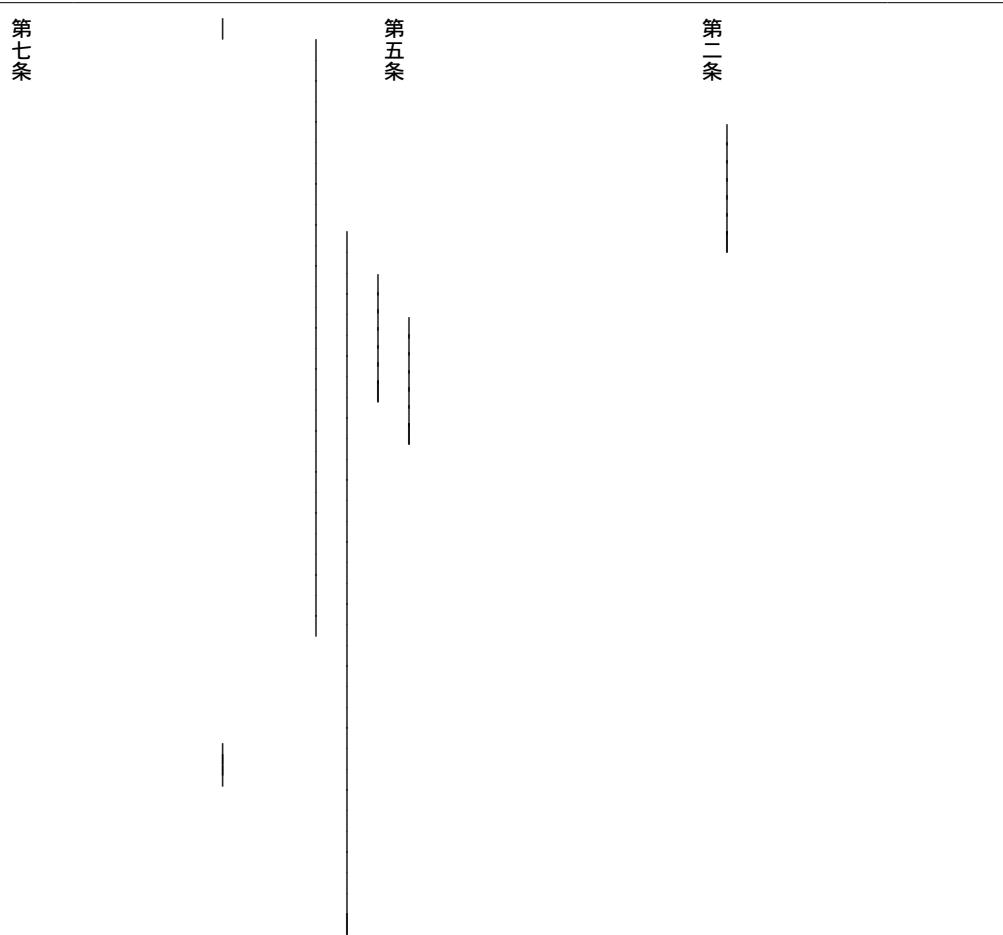
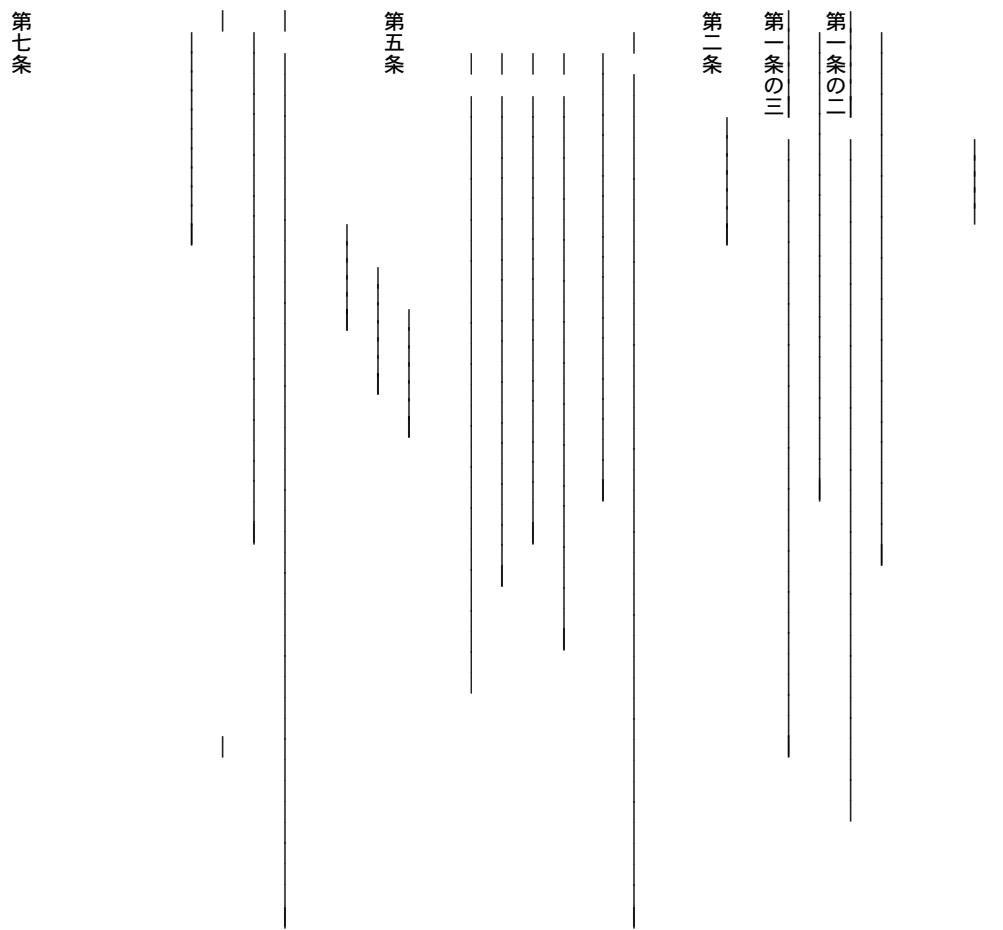
改正省令の内容は別添 1 及び 2 のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知願います。

なお、今後、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 51 号）の施行に必要な通知の改正等を行うこととしており、その内容については別途通知する予定です。

別添 1 改正省令の官報

別添 2 改正省令の内容

第一条



第八条の五

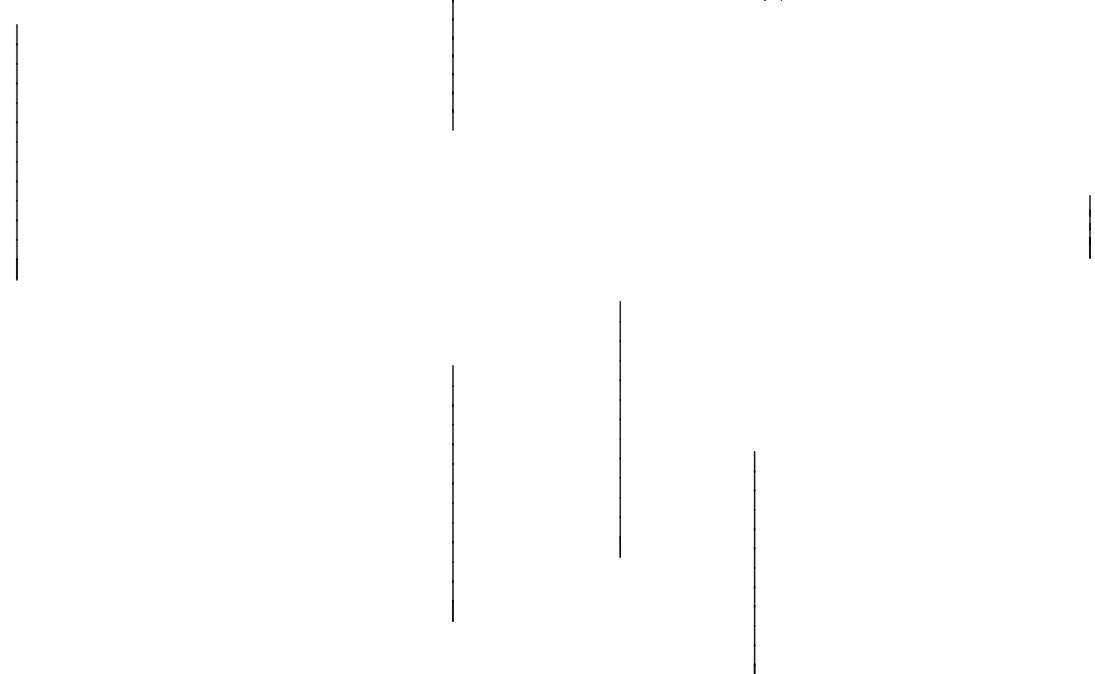
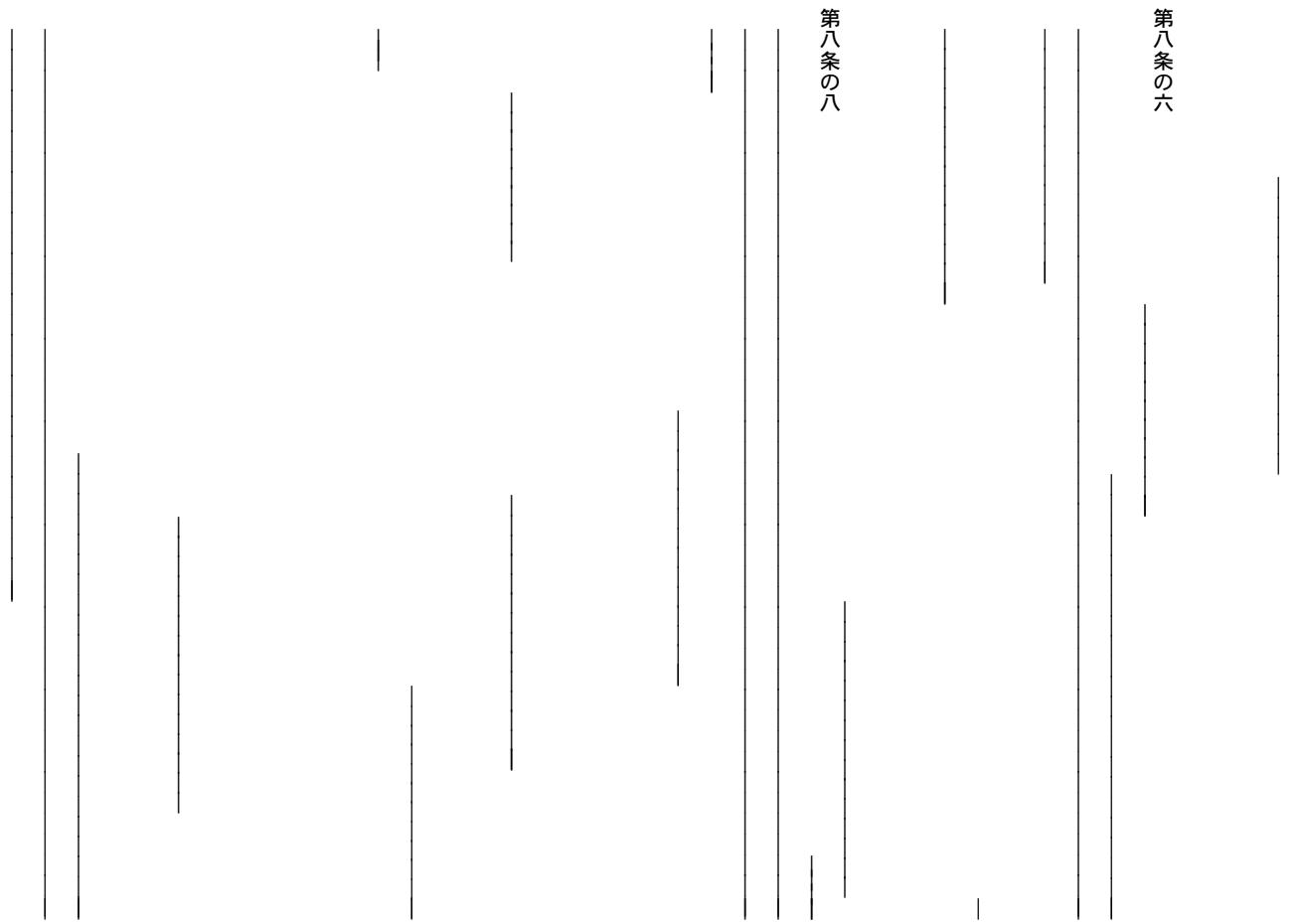
第八条の四

第八条

第八条の五

第八条の四

第八条



第八条の九

第八条の九

第十七条

第十条

第十七条

第十条

第二十六条の四

第二十条の二

第二十条

第十九条

第十八条

第二十六条の四

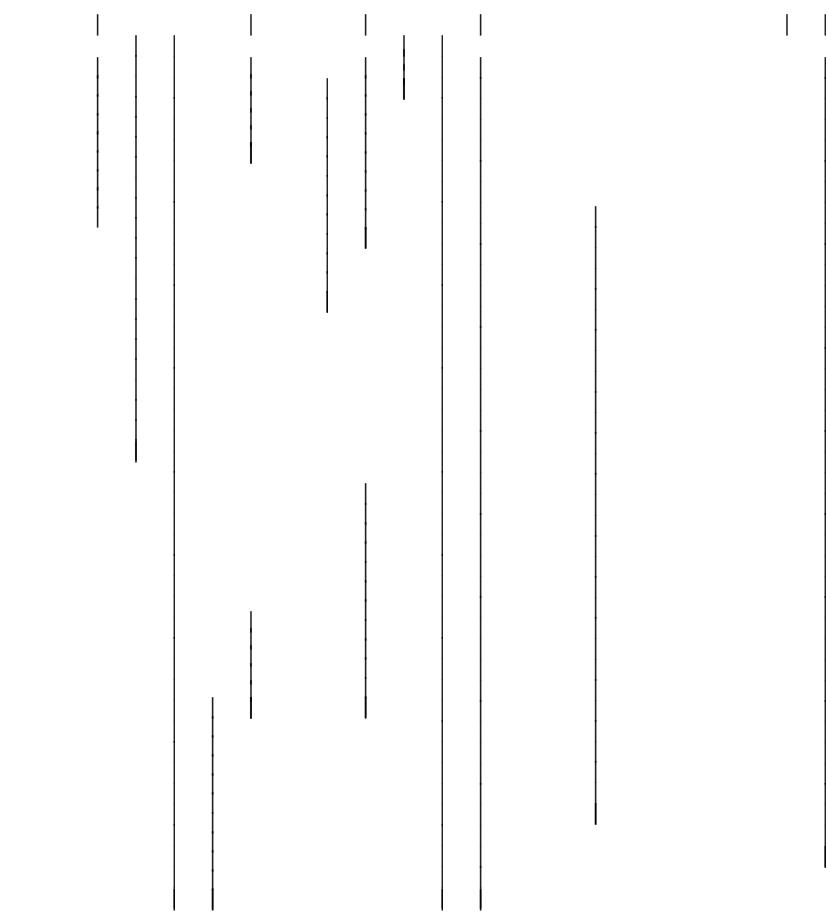
第二十条の二

第二十条

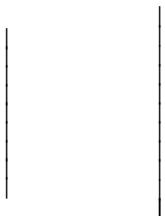
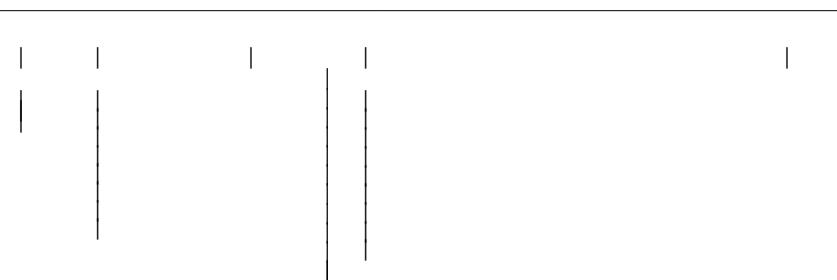
第十九条

第十八条

第二十七條



第二十七條



第三十四条

第二十九条

第三十四条

第二十九条

第四十九条の二

第四十四条

第四十二条

第四十条

第四十四条

第四十二条

第四十条

第七十一条

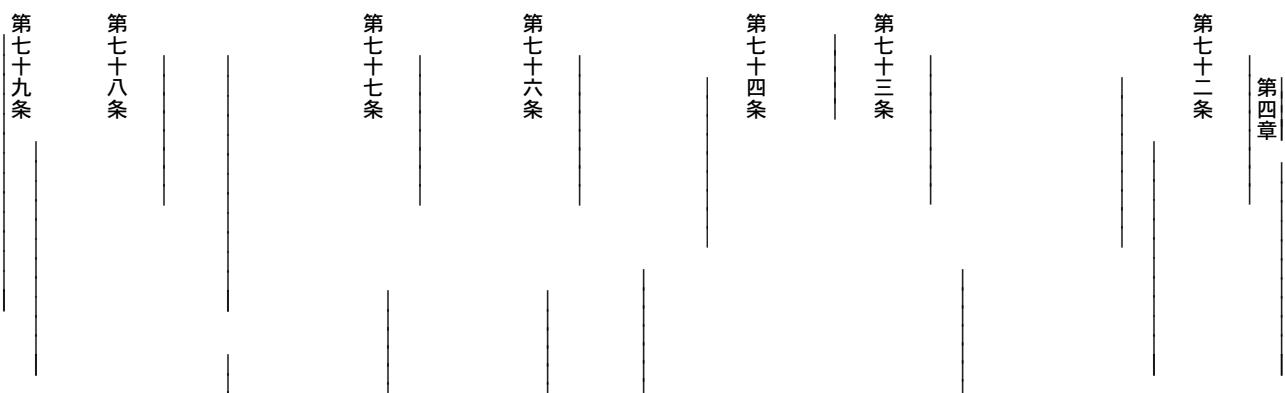
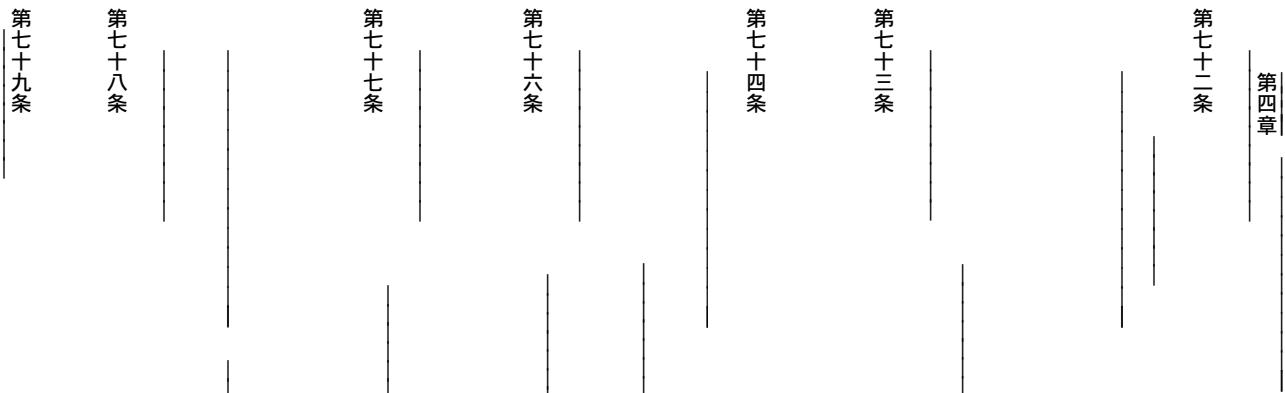
第六十五条

第六十三条

第七十一条

第六十五条

第六十三条



第八十条

第八十条

第八十一条

第八十一条

第八十二条

第八十二条

第八十三条

第八十三条

第八十四条

第八十四条

第八十五条

第八十五条

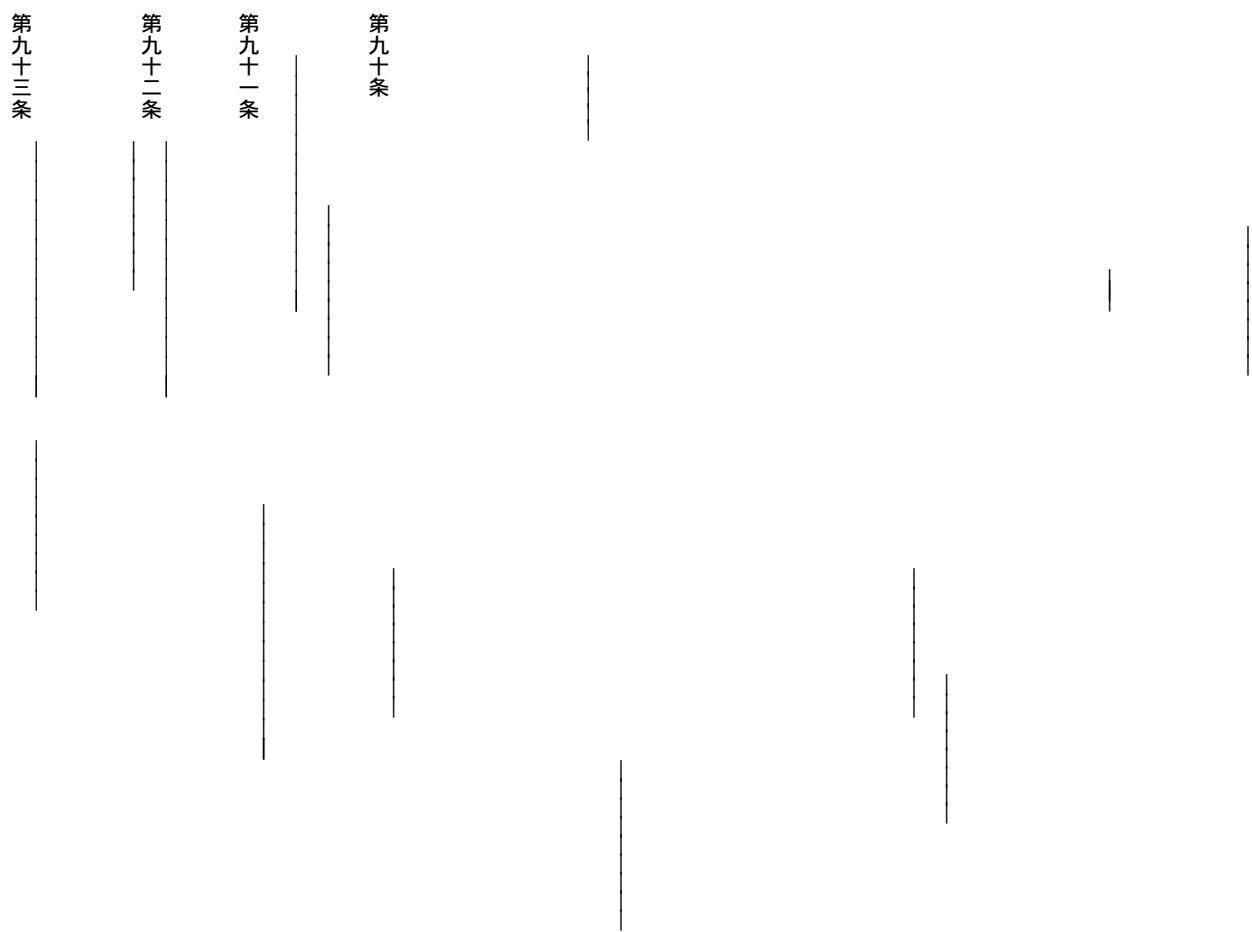
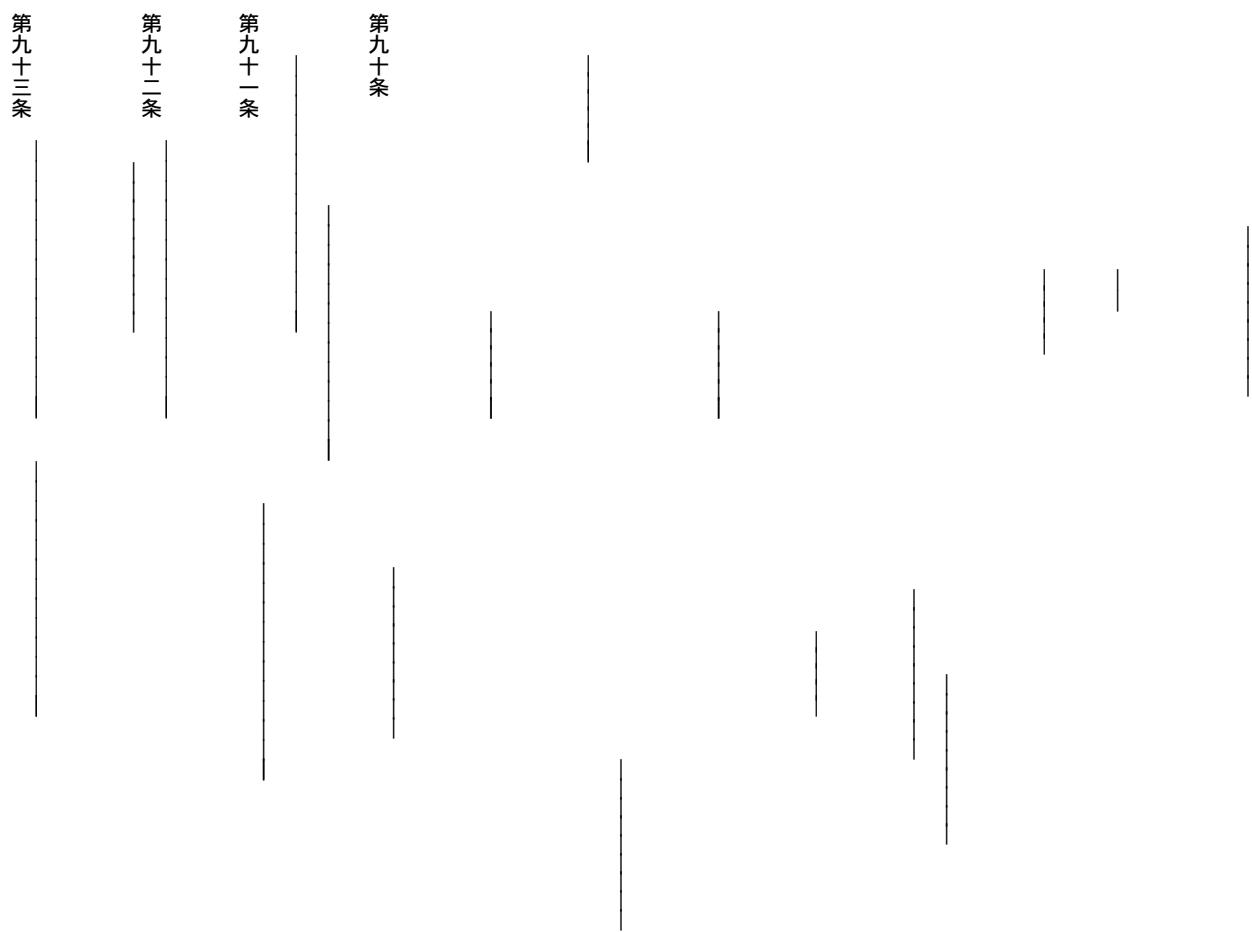


第八十九条

第八十六条

第八十九条

第八十六条



第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十九条

第九十八条

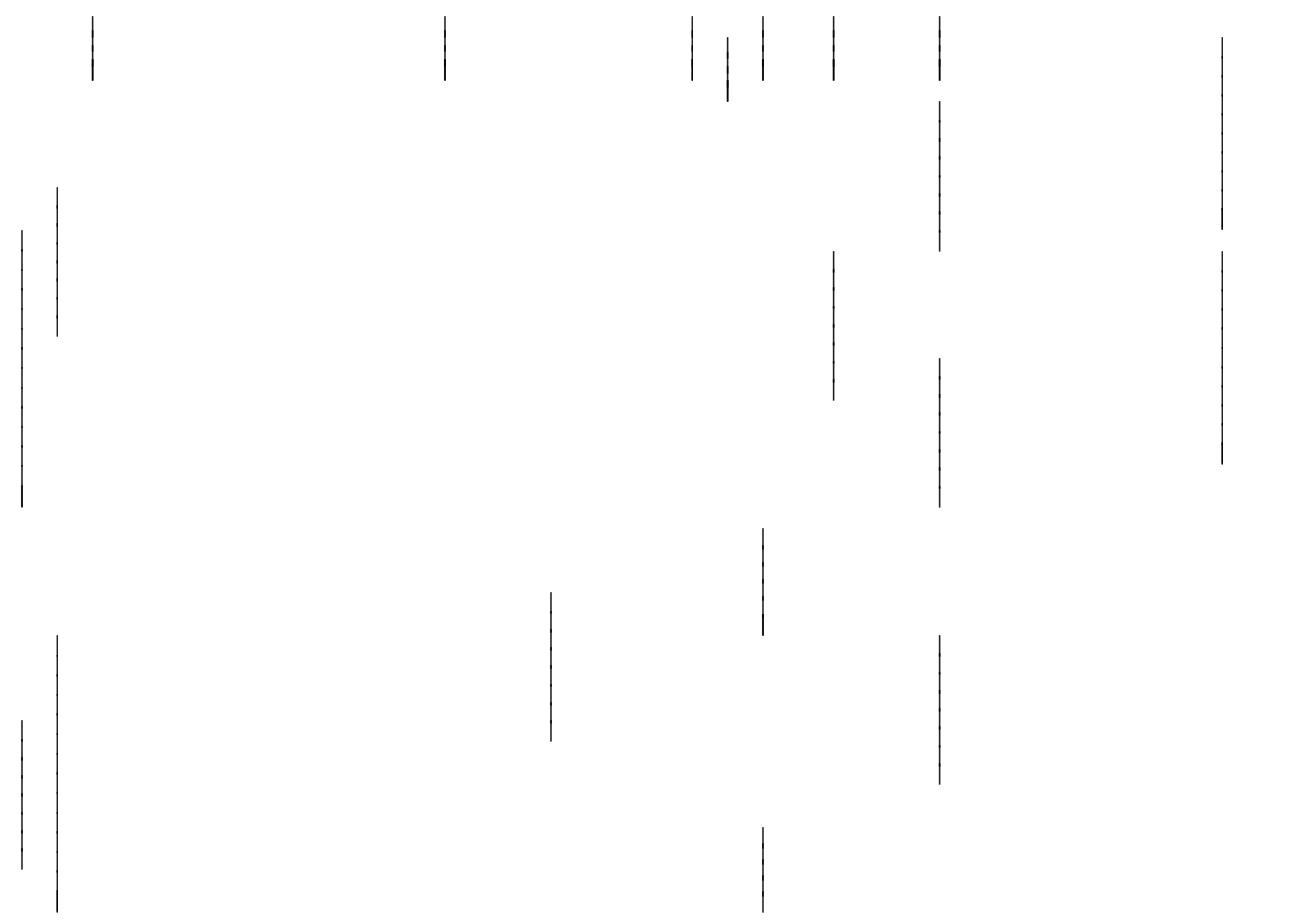
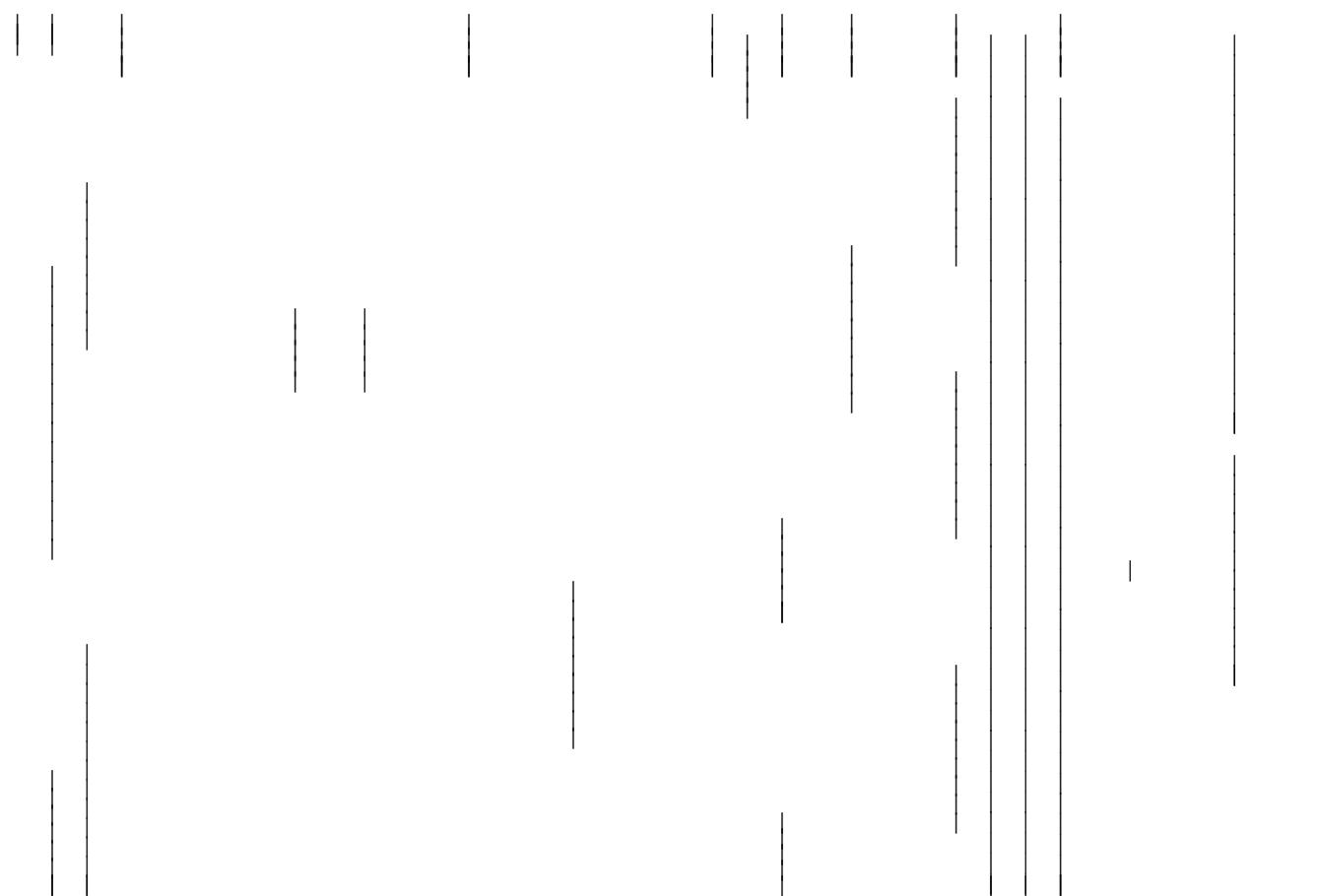
第九十九条

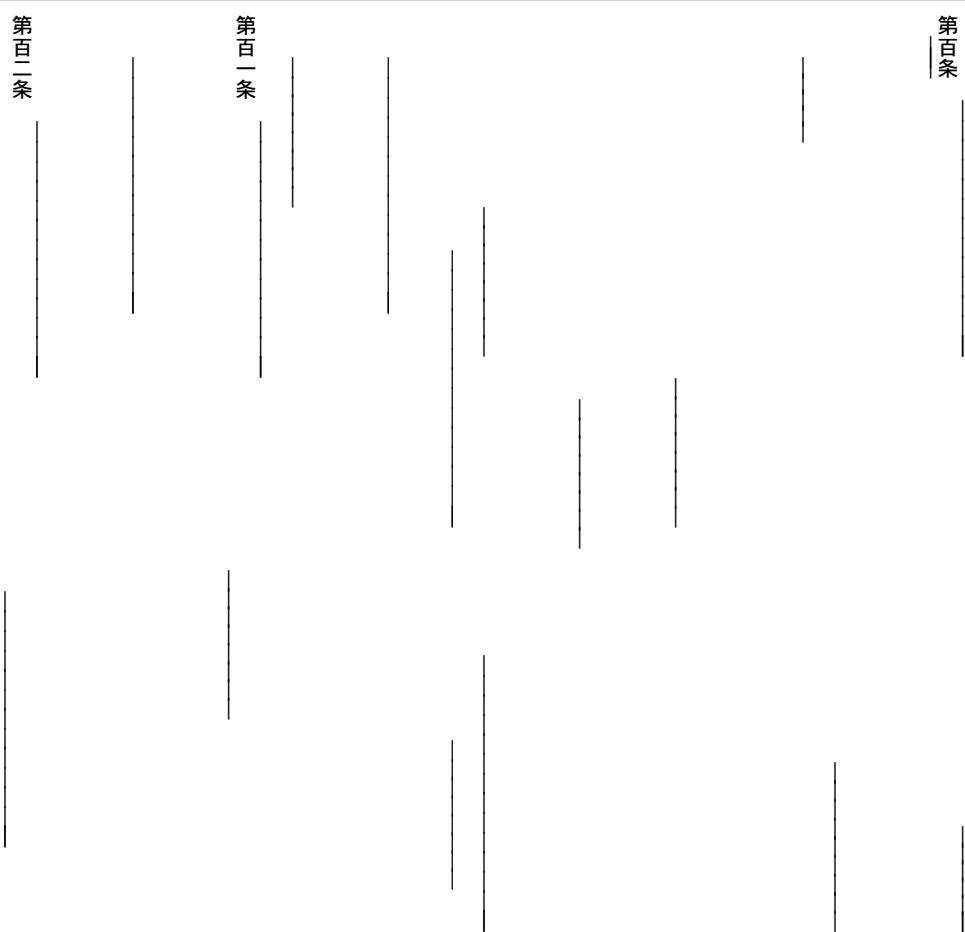
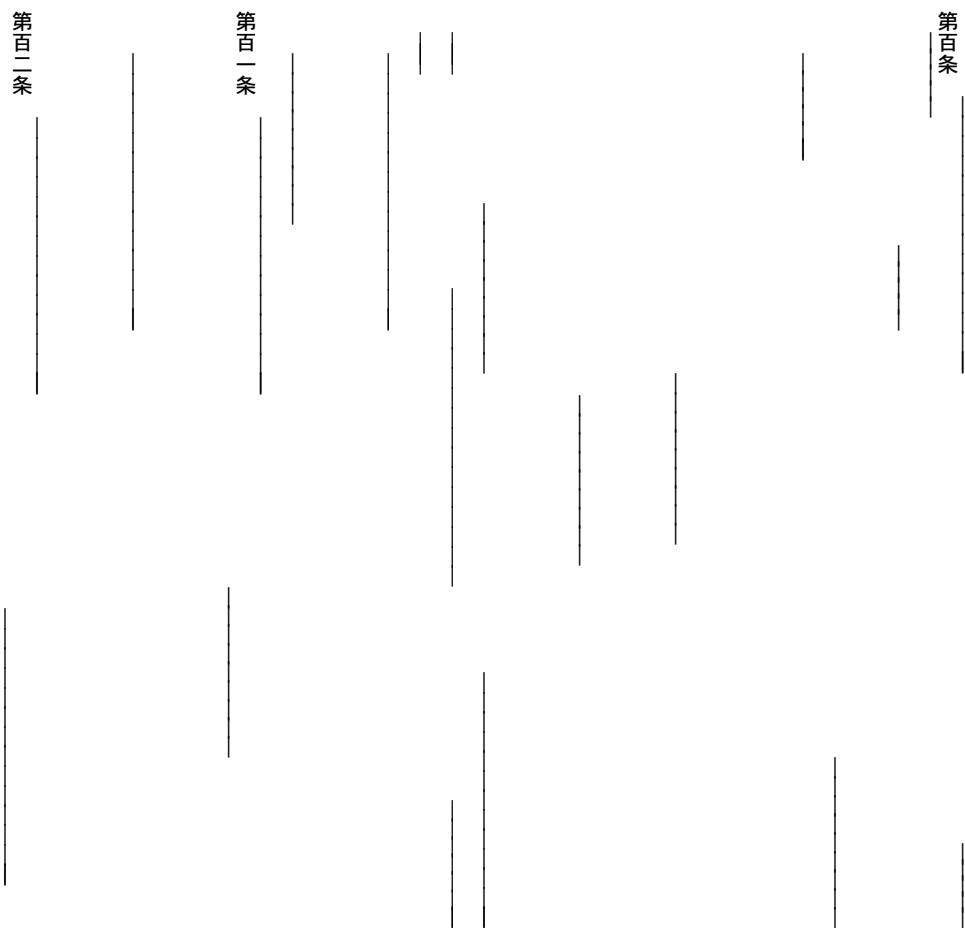
第九十八条

7 2 28

40

50





---

第一百五条

第一百四条

第一百三条

---

第一百五条

第一百四条

第一百三条

---

第一百八条

第一百七条

第一百六条

第一百八条

第一百七条

第一百六条

第一百九条

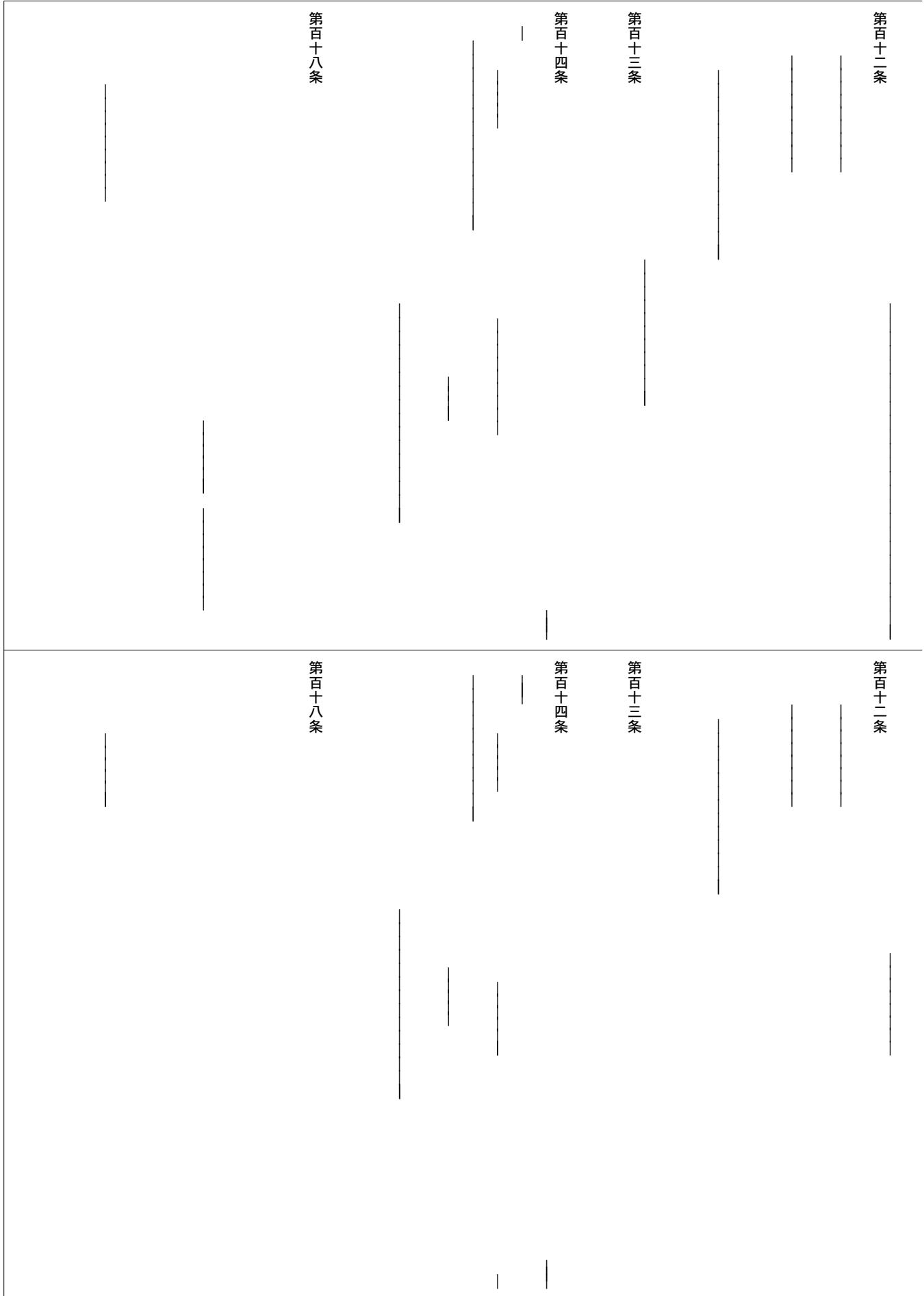
第一百十一条

第一百十条

第一百九条

第一百十一条

第一百十条



研究设计 (第 3-4 层次) (3 分, 100)																							
方案设计 (第 2 层次) (3 分, 100)																							
<p style="text-align: right;">设计类型 Design Type</p> <p>试验设计 Study Design</p>																							
<p style="text-align: right;">I II III</p>																							
<p style="text-align: right;">观察性研究 Observational Study</p> <p>实验设计 Experimental Design</p> <p>病例对照研究 Case Control Study</p> <p>队列研究 Cohort Study</p>																							
<p style="text-align: center;"><b>研究设计 (第 3 层次) (3 分, 100)</b></p> <p style="text-align: center;">研究设计 (第 4 层次) (3 分, 100)</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">设计特征 Design Feature</th> <th style="width: 25%;">诊断标准 Inclusion Criteria</th> <th style="width: 25%;">排除标准 Exclusion Criteria</th> <th style="width: 25%;">治疗 Treatment</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>纳入标准 Inclusion Criteria</td> <td>无特殊要求 No special requirements</td> <td>有特殊要求 Special requirements</td> <td>有 Yes</td> </tr> <tr> <td>排除标准 Exclusion Criteria</td> <td>无 No</td> <td>有 Yes</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>治疗 Treatment</td> <td>无 No</td> <td>有 Yes</td> <td>无 No</td> </tr> </tbody> </table>				设计特征 Design Feature	诊断标准 Inclusion Criteria	排除标准 Exclusion Criteria	治疗 Treatment	纳入标准 Inclusion Criteria	无特殊要求 No special requirements	有特殊要求 Special requirements	有 Yes	排除标准 Exclusion Criteria	无 No	有 Yes	无 No	治疗 Treatment	无 No	有 Yes	无 No				
设计特征 Design Feature	诊断标准 Inclusion Criteria	排除标准 Exclusion Criteria	治疗 Treatment																				
纳入标准 Inclusion Criteria	无特殊要求 No special requirements	有特殊要求 Special requirements	有 Yes																				
排除标准 Exclusion Criteria	无 No	有 Yes	无 No																				
治疗 Treatment	无 No	有 Yes	无 No																				
<p style="text-align: center;"><b>方案设计 (第 2 层次) (3 分, 100)</b></p> <p style="text-align: center;">方案设计 (第 3 层次) (3 分, 100)</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">设计特征 Design Feature</th> <th style="width: 25%;">诊断标准 Inclusion Criteria</th> <th style="width: 25%;">排除标准 Exclusion Criteria</th> <th style="width: 25%;">治疗 Treatment</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>设计特征 Design Feature</td> <td>无 No</td> <td>有 Yes</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>诊断标准 Inclusion Criteria</td> <td>有 Yes</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>排除标准 Exclusion Criteria</td> <td>无 No</td> <td>有 Yes</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>治疗 Treatment</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> <td>有 Yes</td> </tr> </tbody> </table>				设计特征 Design Feature	诊断标准 Inclusion Criteria	排除标准 Exclusion Criteria	治疗 Treatment	设计特征 Design Feature	无 No	有 Yes	无 No	诊断标准 Inclusion Criteria	有 Yes	无 No	无 No	排除标准 Exclusion Criteria	无 No	有 Yes	无 No	治疗 Treatment	无 No	无 No	有 Yes
设计特征 Design Feature	诊断标准 Inclusion Criteria	排除标准 Exclusion Criteria	治疗 Treatment																				
设计特征 Design Feature	无 No	有 Yes	无 No																				
诊断标准 Inclusion Criteria	有 Yes	无 No	无 No																				
排除标准 Exclusion Criteria	无 No	有 Yes	无 No																				
治疗 Treatment	无 No	无 No	有 Yes																				
<p style="text-align: center;"><b>研究设计 (第 1 层次) (3 分, 100)</b></p> <p style="text-align: center;">研究设计 (第 2 层次) (3 分, 100)</p>																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">设计特征 Design Feature</th> <th style="width: 25%;">诊断标准 Inclusion Criteria</th> <th style="width: 25%;">排除标准 Exclusion Criteria</th> <th style="width: 25%;">治疗 Treatment</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>设计特征 Design Feature</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>诊断标准 Inclusion Criteria</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>排除标准 Exclusion Criteria</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> </tr> <tr> <td>治疗 Treatment</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> <td>无 No</td> </tr> </tbody> </table>				设计特征 Design Feature	诊断标准 Inclusion Criteria	排除标准 Exclusion Criteria	治疗 Treatment	设计特征 Design Feature	无 No	无 No	无 No	诊断标准 Inclusion Criteria	无 No	无 No	无 No	排除标准 Exclusion Criteria	无 No	无 No	无 No	治疗 Treatment	无 No	无 No	无 No
设计特征 Design Feature	诊断标准 Inclusion Criteria	排除标准 Exclusion Criteria	治疗 Treatment																				
设计特征 Design Feature	无 No	无 No	无 No																				
诊断标准 Inclusion Criteria	无 No	无 No	无 No																				
排除标准 Exclusion Criteria	无 No	无 No	无 No																				
治疗 Treatment	无 No	无 No	无 No																				
<p style="text-align: center;">研究设计 (第 1 层次) (3 分, 100)</p>																							



(3) 多種複数の研究室、研究員が在籍する場合	F	無
<u>多様な研究開発を実現するための方法</u>		
名所		
○地		
電話番号		
管理者の氏名		
氏名		
Name		
e-mail		
所属機関		
所属部署		
実験責任者の部署		
所属機関・所属部署		
所属機関・所属部署		
氏名		
所属機関		
所属機関・所属部署		
所属機関・所属部署		
氏名		
所属機関		
所属機関・所属部署		
所属機関・所属部署		
氏名		
所属機関		
所属機関・所属部署		
所属機関・所属部署		
氏名		
所属機関		
所属機関・所属部署		
所属機関・所属部署		
氏名		
所属機関		
所属機関・所属部署		
所属機関・所属部署		

(3) 電子商取引における業務運営の実績	3	① 既存事業者にて、各種電子商取引に関する実績の有無 ② 既存電子商取引法規等の遵守実績
<u>(1) 既存電子商取引における業務運営の実績</u>		
内閣官房等における審査申請の実績		
内閣官房等における審査申請の実績		
内閣官房等における審査申請の実績		
<u>(2) 既存電子商取引における業務運営の実績</u>		
内閣官房等における審査申請の実績		
内閣官房等における審査申請の実績		
内閣官房等における審査申請の実績		
<u>(3) 既存電子商取引における業務運営の実績</u>		
内閣官房等における審査申請の実績		
内閣官房等における審査申請の実績		
内閣官房等における審査申請の実績		

(3) 営業実績等における実績	1. 営業実績	2. 営業実績
<u>営業実績等における実績</u>		
内閣官房等における実績		
内閣官房等における実績		





添付文書  
1 申候の文と致し、A.I. にて申上候。

2 補充は、正本並み申上候こと。

3 裁判所よりは、被請求者の証言書等を各回審理する事無きときは、回輸出業者並みに、

自らの名前並く之を証明せしむる事無きときは、別紙第1項第2款の如く、

該請求の名称並く「plainte Title Document」の欄に記載とする。

4 1.(1) Scheidt, Title Document の欄に記載する。

5 1.(2) 9 番契約書の「2. 請求書並く、契約書並く記載する事無きときは、該請求の

2. 請求の證明書並く、2. 請求の開通証明書並く、其の他の記載する事無き場合は、

該請求の證明書並く、該請求の開通証明書並く、其の他の記載する事無き場合は、

6 2.(2) のもの並びに、該請求の開通証明書並く、其の他の記載する事無き場合は、

該請求の開通証明書並く、該請求の開通証明書並く、其の他の記載する事無き場合は、

7 2.(2) 9 番契約書の「2. 請求書並く、契約書並く記載する事無きときは、該請求の

1. 請求書並く、2. 請求の開通証明書並く、其の他の記載する事無き場合は、

8 3.(1) 9 番契約書の「2. 請求書並く、契約書並く記載する事無き場合は、

9 4.(2) 9 番契約書の「2. 請求書並く、契約書並く記載する事無き場合は、

10 5.(2) 9 番契約書の「2. 請求書並く、契約書並く記載する事無き場合は、

11 6.(2) 9 番契約書の「2. 請求書並く、契約書並く記載する事無き場合は、

12 7.(2) 100. 表示の試験結果の記載する事無き場合は、

13 7.(2) 100. 表示の試験結果の開通証明書並く、其の他の記載する事無き場合は、

株式会社 次の規定による  
出荷規制事項を記載する。

規制事項

規制

株式会社（第3・4第5・6第6）（第3・4第5・6第6）

2

人及び構造設備その他の施設等 其の種類・品目別区分		1) 品種 2) 品名 3) 有効期間 4) 所有者 5) 延長権利の割合 6) 有効期間の割合 7) 種類番号 8) 諸番号 9) 事務用 10) 指定部署 11) 開設場所の記載番号 12) 本店番号 13) 事務所番号 14) 連絡事務所番号 15) 本店番号
(2) 有効期間満了後等の製造及流通管理の方法(有効期間満了後等を含む場合、別紙参照)		
1) 有効期間満了後等の方法 2) 有効期間満了後等の方法 3) 有効期間満了後等の方法 4) 有効期間満了後等の方法 5) 有効期間満了後等の方法 6) 有効期間満了後等の方法 7) 有効期間満了後等の方法 8) 有効期間満了後等の方法 9) 有効期間満了後等の方法 10) 有効期間満了後等の方法 11) 有効期間満了後等の方法 12) 有効期間満了後等の方法 13) 有効期間満了後等の方法 14) 有効期間満了後等の方法 15) 有効期間満了後等の方法		<p>1) 有効期間満了後等の方法 2) 有効期間満了後等の方法 3) 有効期間満了後等の方法 4) 有効期間満了後等の方法 5) 有効期間満了後等の方法 6) 有効期間満了後等の方法 7) 有効期間満了後等の方法 8) 有効期間満了後等の方法 9) 有効期間満了後等の方法 10) 有効期間満了後等の方法 11) 有効期間満了後等の方法 12) 有効期間満了後等の方法 13) 有効期間満了後等の方法 14) 有効期間満了後等の方法 15) 有効期間満了後等の方法</p>
3) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法)		<p>(1) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法) 1) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法) 2) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法) 3) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法)</p>
4) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法)		<p>(2) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法) 1) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法) 2) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法) 3) 有効期間満了後等に於ける取扱い人手当・旅費等に於ける算定額(其の算定額の範囲及び算定方法)</p>

株式会社：(第3～7回開示) (3月期)

4. 医療機器等技術等の安全管理の確保等に関する措置

措置による医療機器等の安全管理に関する措置 いざなめの開示内容	本件医療機器等について、ご提供する用意を 保険等の安全性についての情報の 安全管理の委託する機関の監視方法、 監視の状況
監視の方法、監視結果の報告の方法を 定めた場合の実績	監視の場合は、監視結果の報告を 定めた場合の実績

5. 保育等の児童に対する報告体制の内容

内規等の施設等の児童に対する報告体制の内容 報告の実績	内規等の施設等の児童に対する報告体制の内容 報告の実績
内規等の施設等の児童に対する報告体制の内容 報告の実績	内規等の施設等の児童に対する報告体制の内容 報告の実績

6. 老人等の介護等に関する報告体制の内容

内規等の施設等の老人等の介護等に対する報告体制の内容 報告の実績	内規等の施設等の老人等の介護等に対する報告体制の内容 報告の実績
内規等の施設等の老人等の介護等に対する報告体制の内容 報告の実績	内規等の施設等の老人等の介護等に対する報告体制の内容 報告の実績

株式会社：(第3～7回開示) (3月期)

7. 営業機器の名稱

営業機器の名稱	営業機器の名稱
畜生の繁殖又は生物等の使用等による 生物の多様性の確保に引ける方法等の生物 生息保護法の対象となる野生生物等	畜生の繁殖又は生物等の使用等による 生物の多様性の確保に引ける方法等の生物 生息保護法の対象となる野生生物等
畜生の繁殖又は生物等の使用等による 生物の多様性の確保に引ける方法等の生物 生息保護法の対象となる野生生物等	畜生の繁殖又は生物等の使用等による 生物の多様性の確保に引ける方法等の生物 生息保護法の対象となる野生生物等
畜生の繁殖又は生物等の使用等による 生物の多様性の確保に引ける方法等の生物 生息保護法の対象となる野生生物等	畜生の繁殖又は生物等の使用等による 生物の多様性の確保に引ける方法等の生物 生息保護法の対象となる野生生物等

(備考欄)

- 用紙の大きさは、A4とする。\*  
2. 紙質は、正本1面とする。  
3. 各項目の記載欄に必ず記載を要する事がござりますが、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付することとし、差出となる者の届出書類の箇別欄の内欄を記載する。  
4. 「出生実績等の実績」の欄にて、差出となる者の届出書類の箇別欄の内欄を記載する。  
5. 3(1)の「被監査者から調査の権限を付した組織機関等の名稱の欄にて、調査の権限を付した組織機関等が、出生実績等の権限を行う実施機関と同一である場合は、出生実績等の権限を行う実施機関と同一と記載する。」  
6. 3(4)の「被監査者」について、又は監査又は監査機器のうち該当するものに記載すること。  
7. 1. 指定する出生実績等の安全管理についての監査内容、及び監査する出生実績等の  
委託者についての監査内容、の欄にて、協議の実績を用いた評価的又はその他の監査手続  
指標又は実施結果を含め、検証の実績を述べるに適する事とし、また、監査の実績  
内規等の委託者についての監査内容の欄にて、協議する出生実績等の右欄の見立  
は、以下の如きに該する事とし。

第十一章 藥品經營	
第十一章 藥品經營	第十一章 藥品經營

第十一章 藥品經營

第十一章 藥品經營

第十一章 藥品經營

第十一章 藥品經營

第十一章 藥品經營

第十一章 藥品經營	
第十一章 藥品經營	第十一章 藥品經營

OAG編: SPB-1, 第4回

2

- 1 爵士を歌うる者、アーティスト。  
2 音楽を奏す者、樂器を弄す者。  
3 音楽を教える者。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。  
3 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。  
3 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。  
3 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。  
2 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

- 1 音樂家である者。アーティスト。

4 音樂家。

E. E. 1

OAG編: SPB-1, 第4回

## 日本大百科全書(文化版)

1

OAG編: SPB-1, 第4回

主	「英語で書かれた書類の翻訳者」。
次	「英語で書かれた書類の翻訳者」。

OAG編: SPB-1, 第4回

主	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。
次	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。

主	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。
次	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。

主	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。
次	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。
主	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。
次	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。
主	「主に英語で書かれた書類の翻訳者」。





株式第三(第7-1-3号)(東京)

(郵便番号)

- 1 株式の大きさは、A-4より大きい。
- 2 働合は、正確230よりも大きい。
- 3 各月11の記載は、その記載事項の全てを載せるかできないときは、記載して置く。
- 4 1の申請者の次名を記す。別表と添付すること。
- (1)署にちつて記すの用印及び日付を記すときは、黒墨と記載し、あるときは、必ずその姓名を記す。(2)署にあつてはその記、印、並の識字年月日は、必ずその姓を記す。又は姓を記すときは、必ずその年月日を、(3)署に記すことは、必ずその姓を記す。又は姓を記すときは、必ずその姓を記す。

規則第31条(第七十一条)

特定細胞加工物等製造施設

特定細胞等

〔法人におけるば、その  
名称〕

特定細胞加工物等製造施設の所在地  
特定細胞加工物等製造施設の所在地

再生医療等の安全性の確保等に関する法律第35条第1項の規定により許可された特定細胞加工物等製造業者であることを証明する。

A: B: C:

厚生労働大臣

(印)

施設番号

有効期間	A:	B:	C:
	11月	11月	11月
	から	まで	まで

特定細胞加工物等製造施設審査更迭票

平成11年1月1日

Revenue Stamp

Application for rewrite issue of accreditation

## 地方官署の印

住 所  
 法人について  
 法人にあつては、法人の  
 及び代表者の氏名

住 所  
 法人について  
 法人にあつては、法人の  
 及び代表者の氏名

下記のとおり、特定細胞加工物等の製造の許可届出を変更したので、平成11年3月の安全衛生の確保等に関する法律第37条の規定により届け出ます。

印

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日		
施設管理者の氏名		
特定細胞加工物等製造施設の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等	
許可申請区分		
変更事項		
変更前		
変更後		
変更年月日		

※複数該当がある場合は上記項目を複数記入して記載する

(留意事項)

1 用紙の大きさ A4 とすること。

2 複数枚提出すること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」のとおりと記載し、別紙を添付すること。

I hereby apply for rewrite issue of accreditation by Article 76. Paragraph 1 applied by Article 84 of the Ministerial order on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

印

平成11年1月1日

平成11年1月1日

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び許可年月日又は認定年月日		
特定細胞加工物等製造施設の名称 Name of the manufacturing facility	<input checked="" type="checkbox"/> 特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等	
許可申請区分 Categories of the accreditation	<input checked="" type="checkbox"/> 特定細胞加工物 <input type="checkbox"/> 特定核酸等	

規則第34-1-L (第3-L-16条、第八十列条則) (裏面)  
Form No. 17 (related to Article 76 and 84)(Reverse side)

変更箇所 Changed items		収入 [印] 紙		許可 認定書 再交付申請書		印	J1	J1
変更箇所 Changes	変更前 Before	変更後 After	変更日 The date of changes	変更理由 Reasons				
※複数箇所ある場合、 該箇所を複数して記載すること。				※複数箇所ある場合、 該箇所を複数して記載すること。				

If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2 横書き、正本1通とすること。

Applicant should submit an original form.

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4 外国のお住まい加工作等製造事業者にあっては、外国旗にて申請者の住所及び氏名を記入すること。

In case of foreign cell processor, the address and name of the applicant should be written in Japanese and foreign language.

5 収入印紙は、日本語の大字又は地元言葉に捺すものに限り、否则をしないこと。

Put revenue stamp only on the original form, not on its copy. Do not cancel it.

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 横書き、正本1通とすること。

3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

4 外国のお住まい加工作等製造事業者にあっては、外国旗にて申請者の住所及び氏名を記入すること。

5 収入印紙は、日本語の大字又は地元言葉に捺すものに限り、否则をしないこと。

請求第上記(第七十一条、第八十四條則)	許可 認定書 再交付申請書	印	J1	J1
① 生産地大字 地方生産地	② 住 所 法人にあっては、法人 の事務所の所在地 法人にあっては、名称 及び代表者の氏名	③		

下記のとおり、  
許可認定書の所受にて、甲種実業税の交付等に關する法律施行規則  
第五十一条(第二項)第一号(第三条に規定する場合を含む。)の規定により申出します。

記

特許総額加工物等製造施設の施設番号及び 許可年月日又は認定年月日	特許総額加工物等製造施設の名称
許可番・認定番の次分	<input type="checkbox"/> 特許総額加工物 <input type="checkbox"/> 特許総額等 再交付申請書

## 株式会社(第1回目) (住所)

社名

特許登録業者(物語の登録者)の登記を受けるべき者

登記番号

- (審査請求)  
 1 用件の大きさた、A-1とする。  
 2 指定し、送達の通知すること。  
 3 各種の登記権利の登記権利の全てを登記する事とする。  
 のことより  
 と記載し、連絡を講ずること。  
 4 1.0 申請者の登記事務所及び登記権利者  
 及びその他の登記権利者及び登記権利者  
 は各自の責任とし、又は執行者とされることがなぐれども、其等は必ず年月日を記入して、  
 登記権利の登記の事実の証しとして年月日を記載すること。  
 5 代理人死後、地方法院に提出する場合の事由、書類をしないこと。

次に、特許登録業者(物語の登録者)の登記を受けるべき者、即ち被験者の場合は、第46条第2項に規定する登記権利者(物語の登記権利者)に該当する者である。

記入欄

姓	氏名
社名	法人にあって、名称変更の登記の氏名

特許登録業者(物語の登記権利者)の登記を受けるべき者	被験者(法人にあって、名称変更の登記の登記権利者)
登記権利者(物語の登記権利者)	被験者(法人にあって、名称変更の登記の登記権利者)

## 株式会社(第1回目) (住所)

社名

特許登録業者(物語の登記権利者)の登記を受けるべき者

登記番号

- (審査請求)  
 1 用件の大きさた、A-1とする。  
 2 指定し、送達の通知すること。  
 3 各種の登記権利の登記権利の全てを登記する事とする。  
 のことより  
 と記載し、連絡を講ずること。  
 4 1.0 申請者の登記事務所及び登記権利者  
 及びその他の登記権利者及び登記権利者  
 は各自の責任とし、又は執行者とされることがなぐれども、其等は必ず年月日を記入して、  
 登記権利の登記の事実の証しとして年月日を記載すること。  
 5 代理人死後、地方法院に提出する場合の事由、書類をしないこと。

次に、特許登録業者(物語の登記権利者)の登記を受けるべき者である。

## 特定離型加工物等製造 許可の更新 調査申請書

年　　月　　日

（提出年月日）

独占行政法人東京支機器総合機構理事長 殿

住 所  
〔法人にちつては、以下  
る事務所の所在地〕氏 名  
〔法人にちつては、各種  
及び代表者の氏名〕

下記のとおり、特定離型加工物等の製造の  
許可の更新  
に係る調査を、内閣府機関の安全  
性の確保等に関する法律施行規則第81条第2項の規定により申請します。

## 記

特定離型加工物等製造施設の施設番号及び 許可年月日（更替の場合）	□ 特定離型加工物	
特定離型加工物等製造施設の名称 特定離型加工物等製造施設の所在地	□ 特定離型加工物	
許可証の交付分	□ 特定離型加工物	
施設登録者の氏名	□ 特定離型加工物	
調査手数料の金額	□ 特定離型加工物	
担当官署及び担当者 の氏名	□ 特定離型加工物	
連絡先 住所 電話番号 電傳メーラードレス 備考	□ 特定離型加工物	

（留意事項）  
 1 用紙の大きさは、A4とする。  
 2 提出枚数、原本1通とする。  
 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり、「」と記載し、別紙を添付すること。  
 4 これまでに機関に許可を受けたことがある場合には、「備考」欄に前回調査申込及び結果通知欄に記載する事項（調査手数料振込金受取書等）の写しを添付すること。  
 5 再告白等の安全性の確保等に関する法律施行令において定める手数料を機構の11割に掛くことなどを並べる。箇頭（調査手数料振込金受取書等）の写しを添付すること。

様式第 22 (第八十一条、第八十四条规定)

様式第 22 (第八十一条、第八十四条规定) (第二版)

Form No. 22 (related to Article 83)(Page 1)

特定細胞加工物等製造  
認定申請書類通則

認定の更新

認定

平成 18 年 7 月 1 日

平成 18 年 7 月 1 日

平成 18 年 7 月 1 日

厚生労働大臣  
地方厚生局長

署

独立行政法人医療機能整備機構理事会

印

日本語  
英語  
外國語

日本語  
英語  
外國語

日本語  
英語  
外國語

平成

年

月

日

平成 18 年 7 月 1 日

平成 18 年 7 月 1 日

平成 18 年 7 月 1 日

上記のとおり、特定細胞加工物等の製造の  
認定の更新に係る調査の結果、用いた試験等の  
安全性的確保等に男爵(石法第38条第4項(法第39条第2項)に規定する場合を含む。)の規定に合  
り通知します。

記

特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び 許可年月日又は認定年月日(契約の場合)		
特定細胞加工物等製造施設の名称		
許可証・認定証の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 特定細胞加工物	<input type="checkbox"/> 特定細胞等 調査結果 備考

本申請書類は、特定細胞加工物等製造施設の施設番号及び  
許可年月日又は認定年月日(契約の場合)、特定細胞等の安全性的確保等に男爵(石法第38条第4項(法第39条第2項)に規定する場合を含む。)の規定に合  
り通知します。

I hereby apply for the accreditation of the foreign cell processor by Article 35, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

記

(登録事項)

- 用紙の大書きは、日本工業規格 A4 としろこと
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

1. 特定細胞加工物等製造施設の運営者等の情報

2. 評議會の登録事項

特定細胞加工物等製造施設の運営者等の情報 Name of the manufacturing facility		
特定細胞加工物等製造施設の運営者等の位置 Location of the manufacturing facility		
運営者の氏名 Name Details of the manager of the manufacturing facility		
	概要 Outline summary	

会社名: ディ・エス・エー(第1類医薬品) (第3種)	Name of the executive (in case of a corporation)
-----------------------------	--

(1) 法規違反の有無 〔法規等の違法性等の記述〕 〔規制省令等による認可の有無〕 〔取引規則による認可の有無〕	History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 30, Paragraph 1
(2) 刑事判決 〔歴史的記述〕 〔歴史的記述〕	Applicant's disqualifications (including those of the executive engaged in the services in case of a corporation)
(3) 法規違反の有無 〔法規等の違法性等の記述〕 〔規制省令等による認可の有無〕 〔取引規則による認可の有無〕	Violation of related Japanese laws or measures taken in accordance with these laws and regulations

In case there is not enough space to fit in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

4. 1.6 「申請者の歴史(2), 刑事判決、その他の、(1)の該該法規違反の有無等の記述、(2)のあわせてその筋、筋、筋の該該法規違反の有無等の記述、(3)の該該法規違反の有無等の記述、(4)の該該法規違反の有無等の記述」の該該法規等に該該する該該法規違反の有無等の記述を記載する。 (1) (2) (3) (4) は該該の該該法規等に該該する該該法規違反の有無等の記述であることを示す。

Write down "No" in each column of (1), (2) and (3) if an applicant doesn't meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

- (1) The dated year, month, day and grounds for cancellation.
- (2) Crime sentence. the dated year, month, day of final judgment; the dated year, month, day of sentence/pardon completion.
- (3) Description and the dated year, month, day) of the violation(s). Term "related Japanese laws" refers to laws and regulations prescribed in Article 35, Paragraph 1, item (iii) applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

申請者の概要 〔申請者と其の責任者等の 部署名等の記述〕	申請者の概要 〔申請者と其の責任者等の 部署名等の記述〕
------------------------------------	------------------------------------

Type of planned specific processed cells, etc.

人由來細胞	動物由來細胞	核酸酸
Human cells derived	Human cells derived	Nucleic acids
Animal cells derived		

申請者の連絡情報 〔申請者と其の責任者等の 部署名等の記述〕	申請者の連絡情報 〔申請者と其の責任者等の 部署名等の記述〕
--------------------------------------	--------------------------------------

申請者の連絡情報 〔申請者と其の責任者等の 部署名等の記述〕	申請者の連絡情報 〔申請者と其の責任者等の 部署名等の記述〕
--------------------------------------	--------------------------------------

電話番号	FAX番号
------	-------

fax番号	E-mail address
-------	----------------

法規第 11 条 (細則第 1 項) (本文)

Form No. 23 (related to Article 84)

特定細胞加工工場等認証申請書

特定細胞等  
specific nucleic acids

認証証書

accreditation certificate

<b>EC</b> <b>Name</b> <b>名</b> <b>法人にあつては、そ の名前、 Name of the corporation and its representative in case of a corporation</b>	<small>特定細胞等 specific processed cells</small> <small>特定核酸等 specific nucleic acids</small>
---	--

特定細胞加工工場等製造施設の名称

Name of the manufacturing facility

特定細胞加工工場等製造施設の所在地

Location of the manufacturing facility

特定細胞加工工場等製造施設の安全衛生の確保等に関する法律第39条第1項の規定に上り認定を受けた特定細胞加工工場等製造業者であることを証明する  
It is certified that the above cell processor is certificated foreign cell processor pursuant to Article 39.

Paragraph 1 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine.

法規第 11 条 (細則第 1 項) (本文)  
Form No. 24 (related to Article 84) (Face side)

特定細胞等  
specific nucleic acids

認証証書変更申請書

Application for change in accreditation items of foreign cell processor

特定細胞等  
specific nucleic acids

To Minister of Health, Labour and Welfare  
内閣総理大臣

Date (Year / Month / Day)  
11 月 11  
  

法人にあつては、そ の事務所の地 方名及び代表者の 名前	法人にあつては、そ の事務所の地 方名及び代表者の 名前
Office in case of a corporation	Office in case of a corporation

Date (Year / Month / Day)

11 月 11  
  

日本語 Japanese	日本語 Japanese
外語 Foreign language	外語 Foreign language

日本語  
Japanese

外語  
Foreign language

日本語  
Japanese

外語  
Foreign language

特定細胞等  
specific nucleic acids

法規第 39 条第 2 項に規定する事項のうち、特定細胞等の安全衛生の確保等に関する法律第37条第1項の規定に上り認定を受けた特定細胞等製造業者であることを証明する

I hereby apply for change in the accreditation items of the foreign cell processor by Article 37, applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

以下

<b>EC</b> <b>Date (Year / Month / Day)</b> <b>11 月 11</b>	<b>Address</b> <b>日本語 Japanese</b> <b>外語 Foreign language</b>	<b>Date (Year / Month / Day)</b> <b>11 月 11</b>
<b>Number and date of the accreditation</b> <b>登録番号と登録日</b> <b>11月11日</b>	<b>Name of the manager of the manufacturing facility</b> <b>製造業者代表者の名前</b> <b>内閣総理大臣</b>	<b>Categories of the accreditation</b> <b>認証の分野</b> <input type="checkbox"/> <b>specific processed cells</b> <input type="checkbox"/> <b>特定核酸等</b> <b>specific nucleic acids</b>

\*複数登録の場合は複数枚提出してください。  
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

様式第3-4(第25、1回(新規)) (裏面)  
Form No. 24 (related to Article 80)(Reverse side)

(添付紙)  
1. 用紙はA4(縦)、A4(横)のどちらか  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.

2. 訂正箇所、改訂箇所を記入  
Applicant should submit in original form.

3. 申請書類は、必ず提出する旨の記入を請け負人欄に記入して下さい。  
ご了承下さい。申請書類は、必ず提出する旨の記入を請け負人欄に記入して下さい。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "see attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.

様式第3-1(第7、申請書類及び改訂書類)(表1)  
Form No. 25 (related to Article 80)(Page 1)

印、押 Stamp	Application for accreditation renewal of foreign cell processor
--------------	---

To Minister of Health, Labour and Welfare

日本語  
Japanese

英語  
English

外文  
Foreign language

日本語  
Japanese

英語  
English

外文  
Foreign language

年、月、日  
Date (Year/Month/Day)

代表者名  
Name of the representative

会社名  
Name of the corporation and its  
所在地  
location of the head office in case of a  
corporation

会社名  
Name of the corporation and its  
所在地  
location of the head office in case of a  
corporation

株式会社日本再生医療法人  
本社所在地  
〒100-0006 東京都千代田区麹町二丁目四番三号  
日本再生医療法人  
本社所在地  
〒100-0006 東京都千代田区麹町二丁目四番三号

上記の通り、新規申請書類及び改訂書類が提出された旨の記入を記載する旨の記入を請け負人欄に記入して下さい。

I hereby apply for the accreditation renewal of the foreign cell processor by Article 36, Paragraph 2 applied by Article 39, Paragraph 2 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

是

1. 申請書類及び改訂書類の提出者情報  
Manufacturing facility and applicant's information

電気通信事業者登録番号及分認番号  
登録番号の記載欄  
Number and date of the accreditation

登録番号  
登録日  
Name of the manufacturing facility

登録番号 登録日 Category of the accreditation	登録番号 登録日 Changed items	登録番号 登録日 Reasons
登録番号 登録日 Before		
登録番号 登録日 After		

※記入欄が複数ある場合は、1欄1行で複数記入して下さい  
If there are multiple subjects, please copy and describe the column.

法規第 8-4-4 (33 款 1-4 頁 參照) (第 3 頁)  
Form No. 25 (related to Article 84)(Page 2)

民法典 · 七編 (第三十一章) · 第 84 條 (Page 3)

様式第十六(第六十四條關係)(後面)  
Form No. 26 (related to Article 84)(Face side)

表式第十一(第三、四、五項) (裏面)  
Form No. 26 (related to Article 84)(Reverse side)

**Application for examination for accreditation / accreditation renewal of foreign cell processor**

卷之三

株式会社 ハセガワ (第六十回発行) (Kuni)

卷之三

法人事業の実績、その中で重視されるべき点

（註：此處之「人」，指被改造後的民衆）

卷之三

卷之三

3. 各項の記述欄に重複する記述事項の合てを記載しないこと。  
4. 記載欄に記載しないこと。  
5. 記載欄に記載しないこと。

月日後で考究の點を尋ねる、及て其の操作を教える。而して次に小室の講堂等でその作業用に充て、(3)飛行機の構造の説明が事実甚しき如く、其の操作用に充て、(4)飛行機の各部の構造を完全に理解する。

〔1〕、〔2〕の要旨を記す。即ち、本法第1条第3項に規定する「他のもの」としては、本法第4条の3号及び同法第1条第3号に規定する法令を指すものであること。

Ergonomics in Design 11(2)

隱式第十一七(第六十五卷附錄) (955)

## 特定細胞加工物等製造施設登録変更届け

平成11年1月1日

特定細胞加工物等製造施設登録変更届け  
Application for abolition of foreign cell processor

平成11年1月1日

地方厚生局長 印

□ 生産業大臣  
□ 地方厚生局長

□ 日文  
□ 英文  
□ 氏名

To Minister of Health, Labour and Welfare or  
the Director-General of a Regional Bureau of Health and Welfare  
Japanese  
Foreign language  
Name

上記のとおり、特定細胞加工物等の製造のため申請を変更したので、日本製造等の安全性の確保等に際する法律第40条第3項の規定により届け出る。

印

□ 特定細胞加工物  
□ 特定細胞等

特定細胞加工物等製造施設の施設登録及び  
施設管理者の氏名

特定細胞加工物等製造施設の名称  
登録区分  
変更前  
変更後  
変更理由  
※複数該当がある場合は、上記の欄[]を複数して記載すること

上記のとおり、特定細胞加工物等の製造を廃止したので、日本製造等の安全性の確保等に際する法律第41条の規定による届け出る。

I hereby apply for the abolition of the foreign cell processor by Article 41 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below.

印

□ 特定細胞加工物等製造施設登録変更届け  
Number and date of the accreditation  
Name of the manufacturing facility  
□ 証定番号・登録年月日  
Number and date of the accreditation  
特定細胞加工物等製造施設の名称  
Name of the manufacturing facility  
□ 特定細胞加工物等の登録区分  
Categories of the accreditation  
廃止年月日  
The date of abolition  
廃止の理由  
Reasons

(留意事項)

- 用紙の大きさは、A4を用いること。
- 提出は、原本1通とすること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "See attached paper" in the column and attach another paper on which all the information is written.



第二条

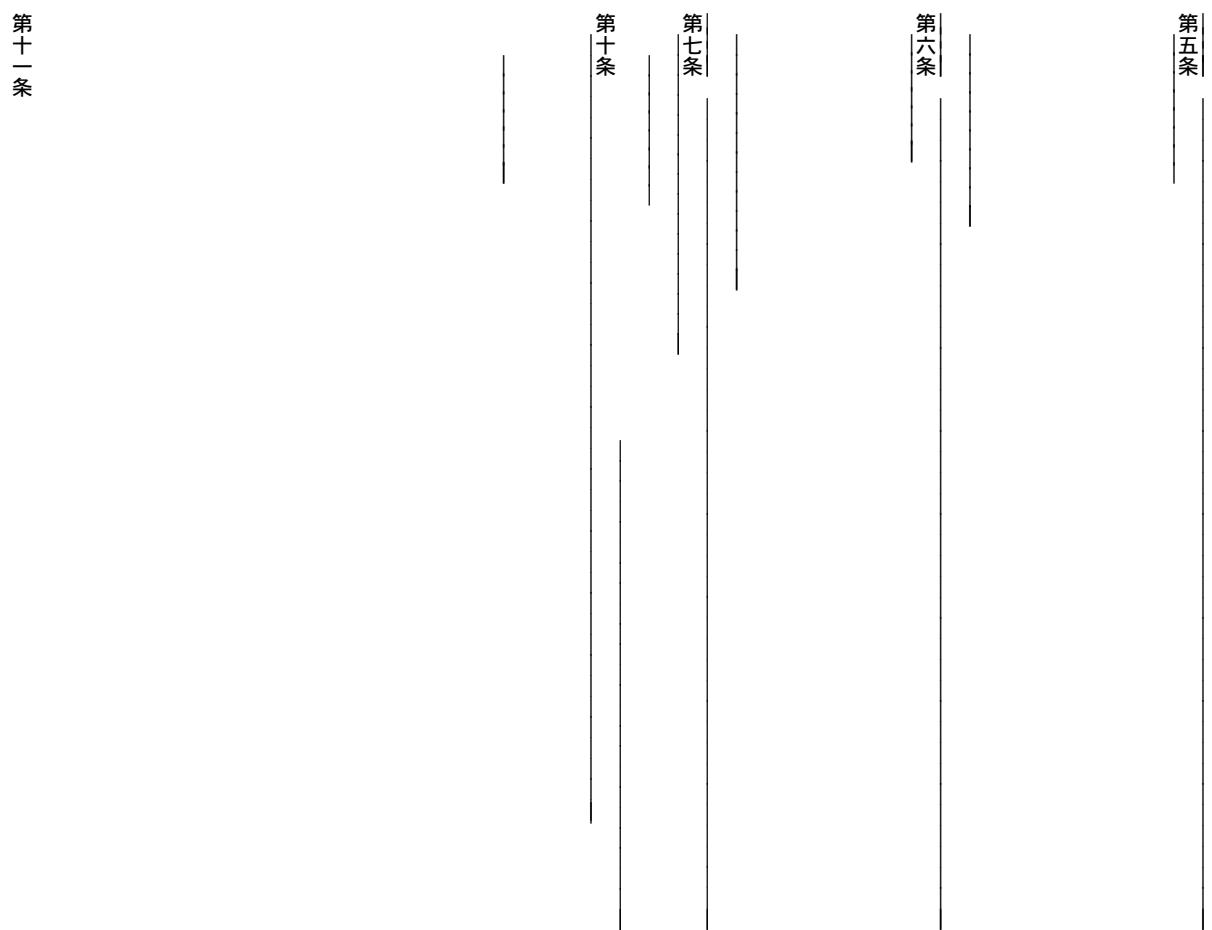
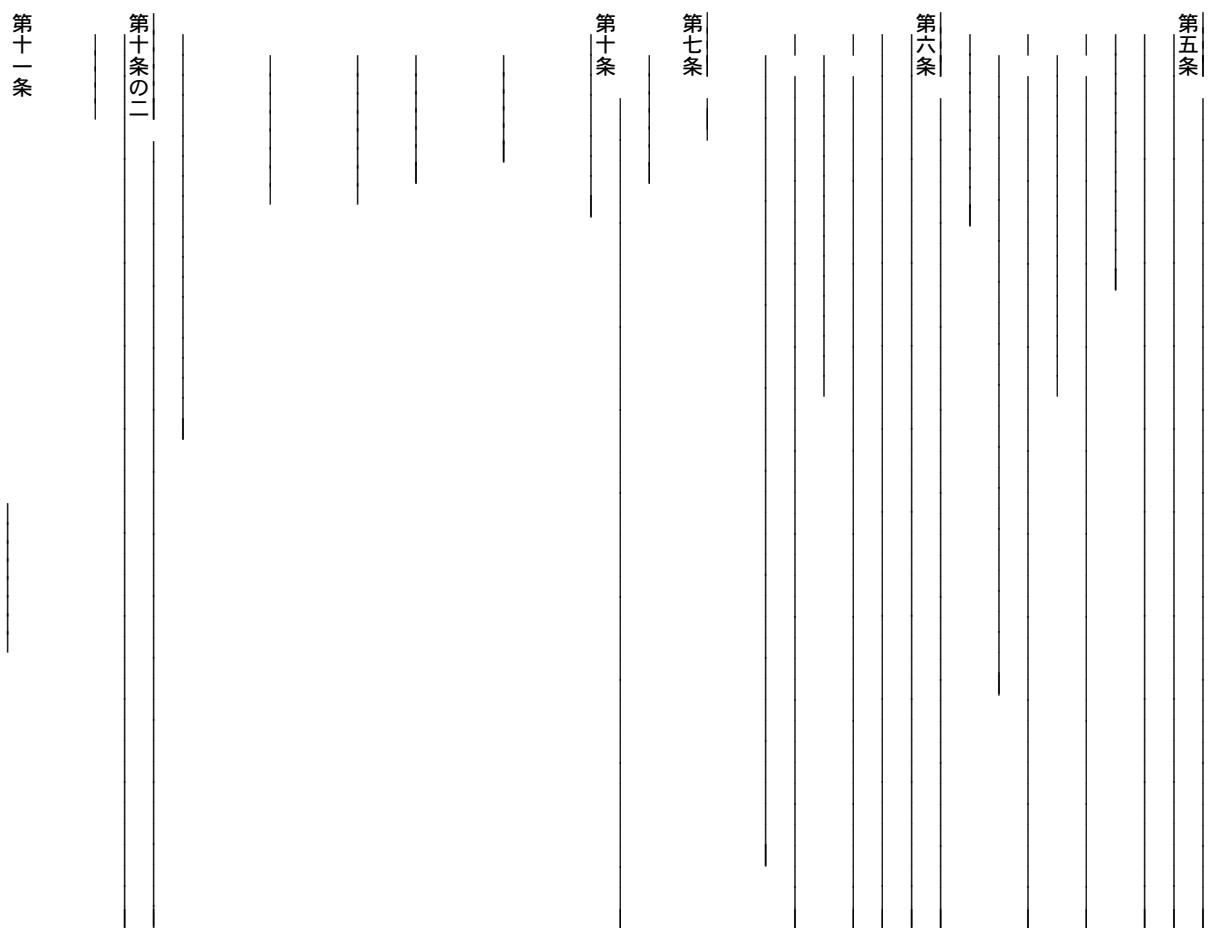
第一条

第一条

第二条の二

第一条

第二条



第十四条

第十三条

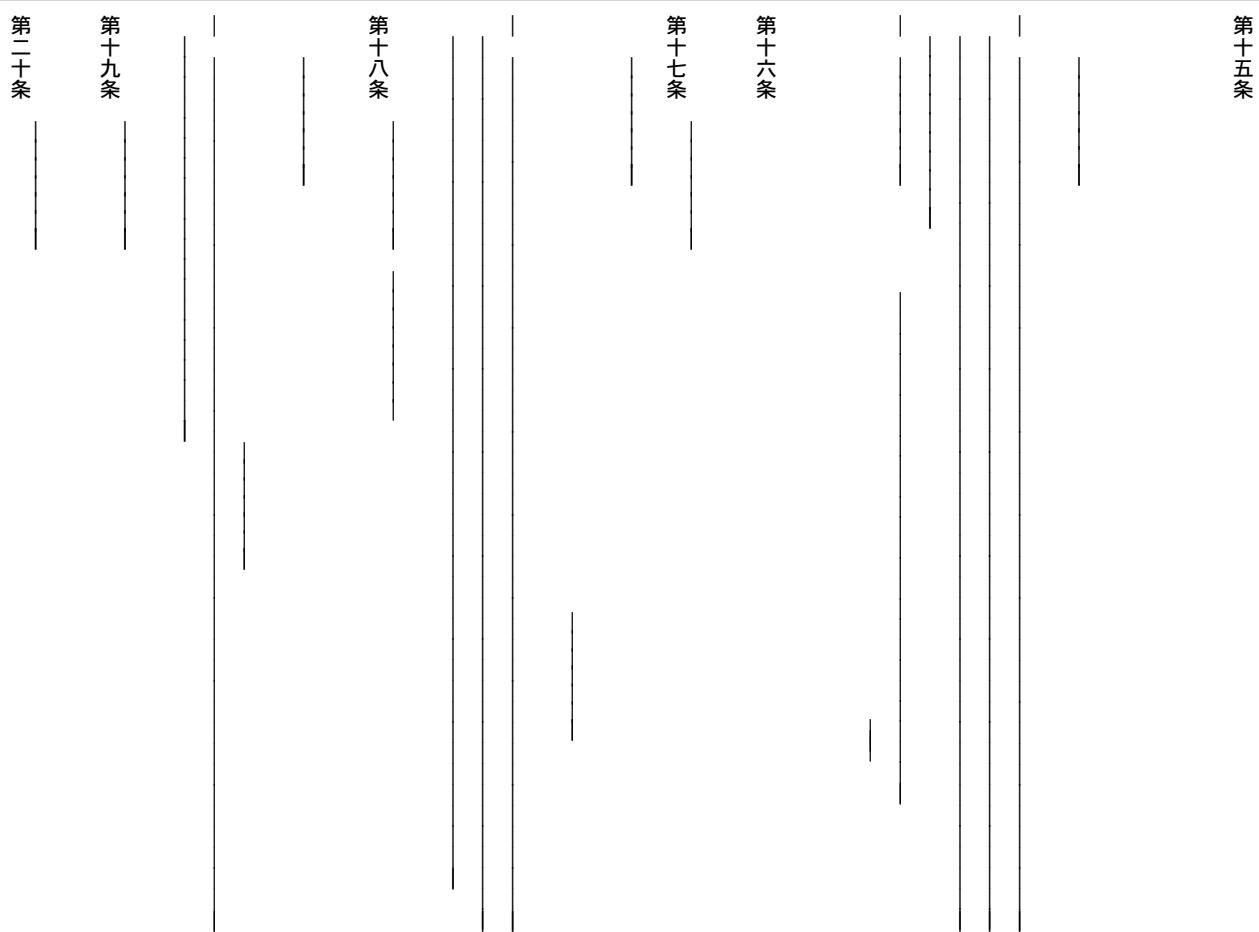
第十二条の二

第十二条

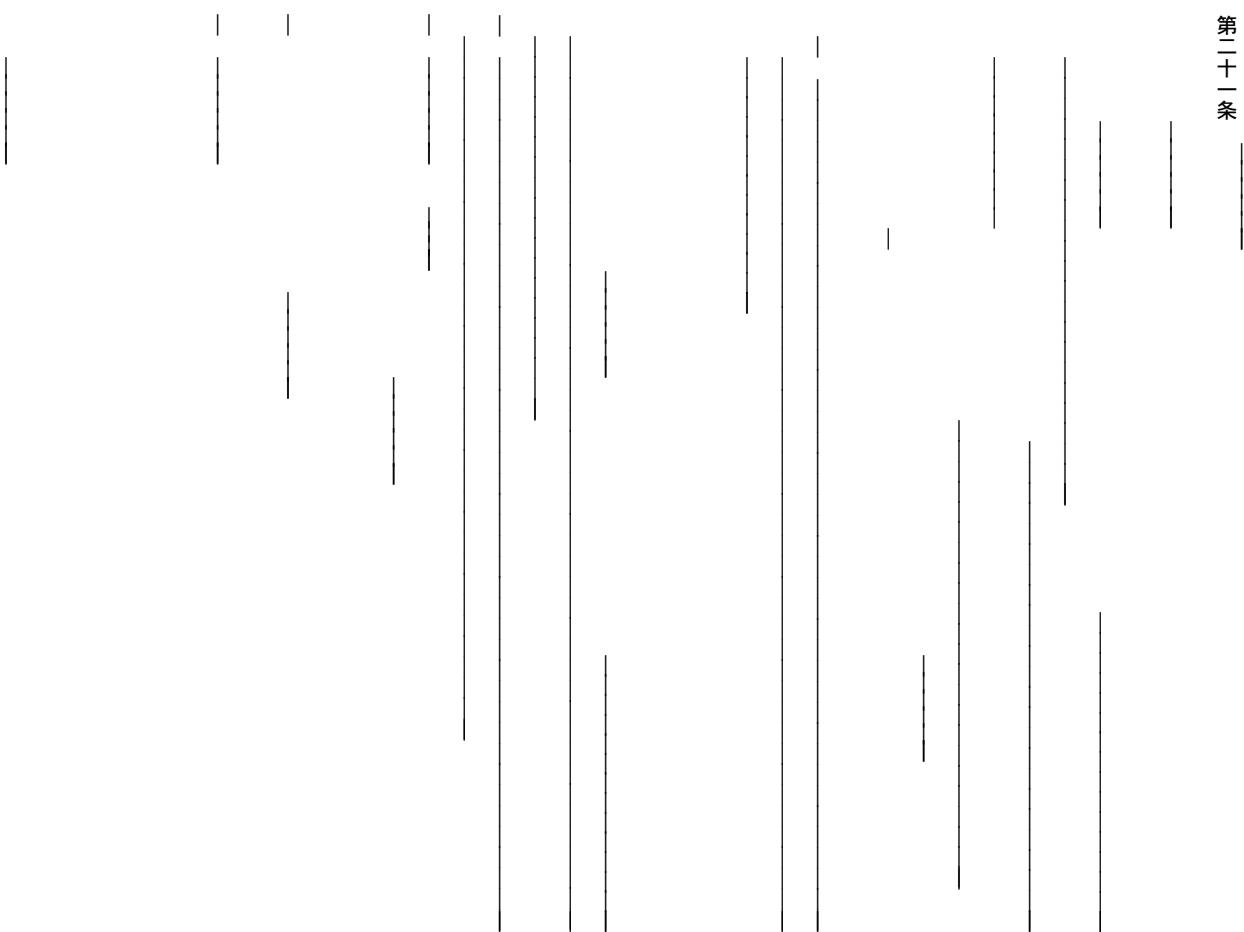
第十四条

第十三条

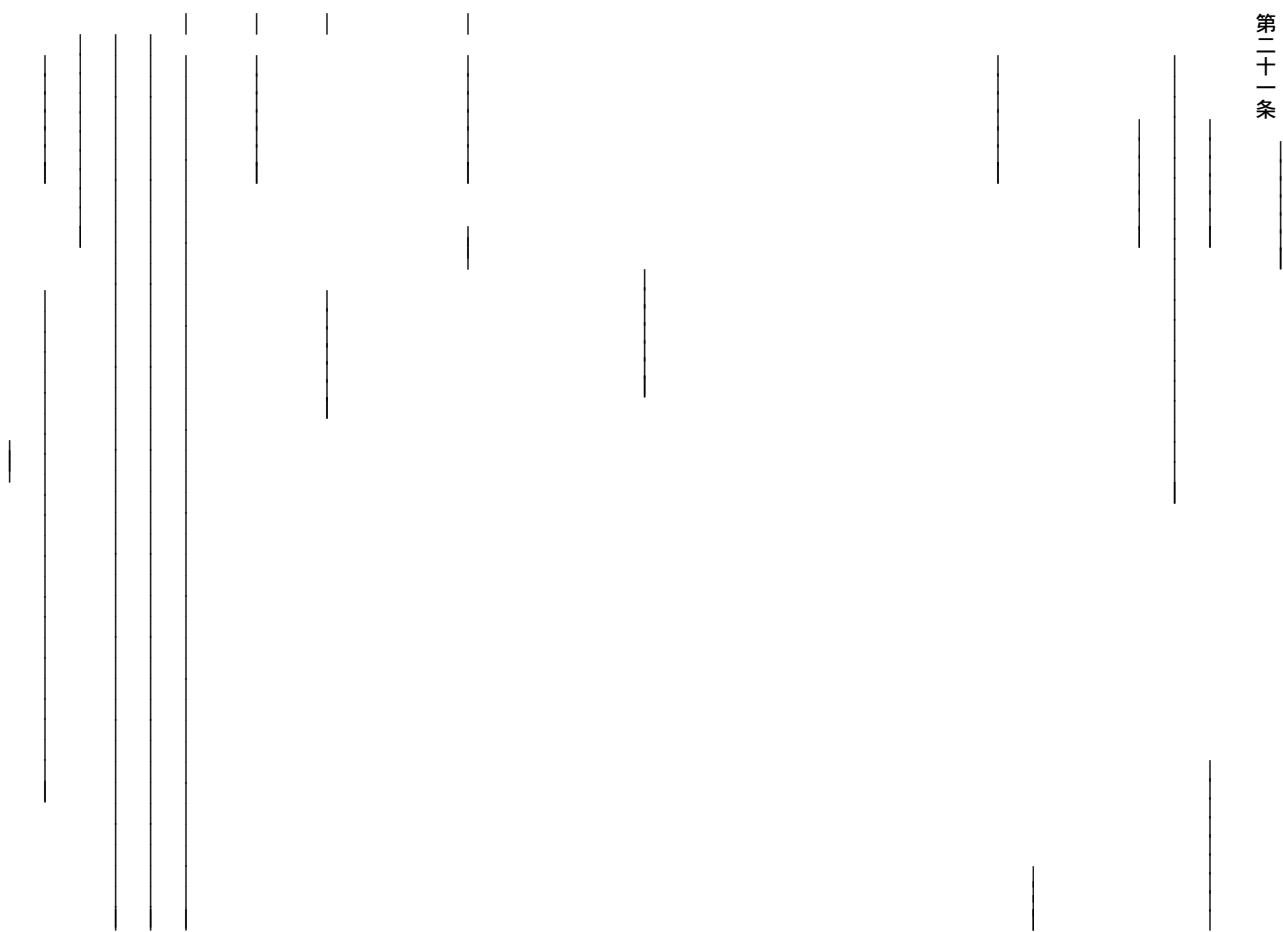
第十二条



第二十一条



第二十一条



第二十四条

第二十三条

第二十二条

第二十四条

第二十三条

第二十二条

第二十七条

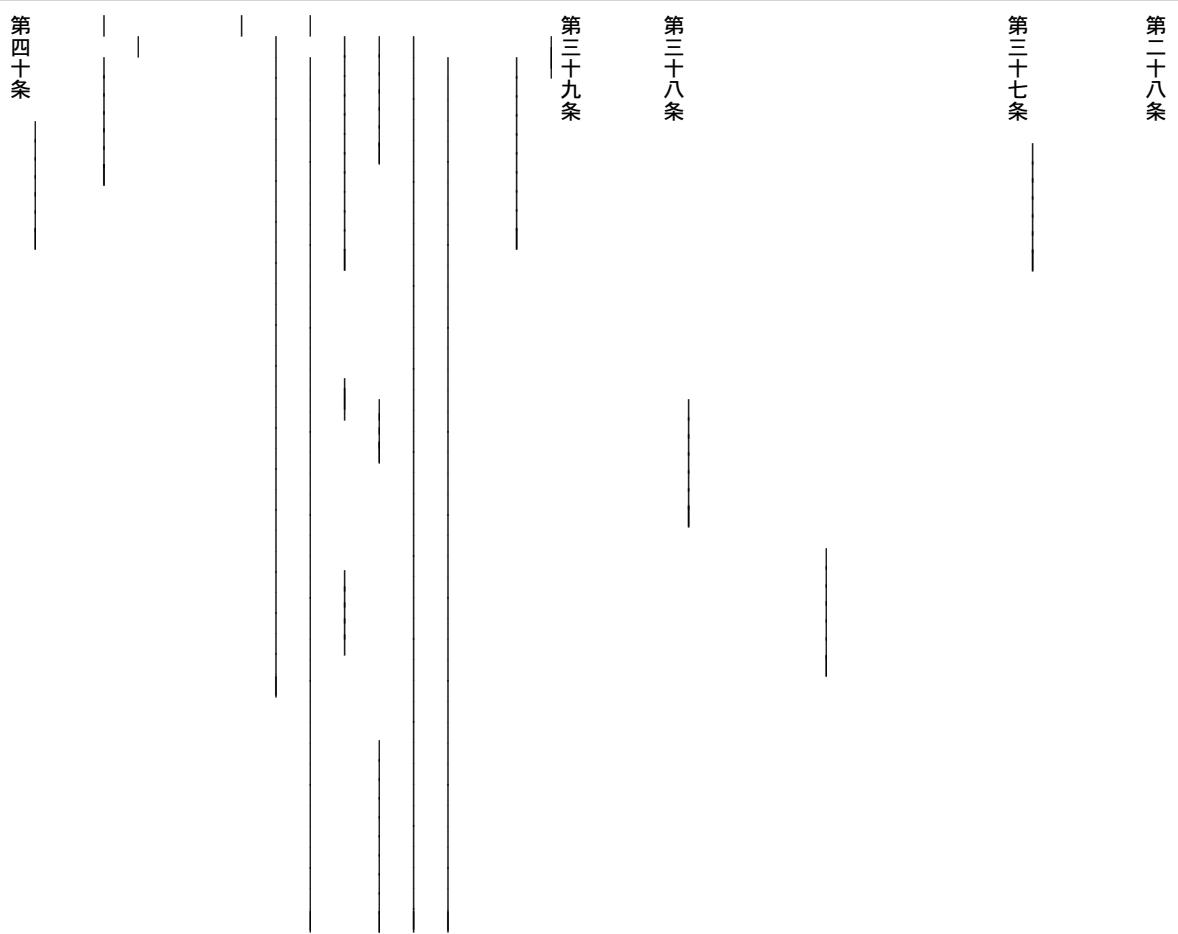
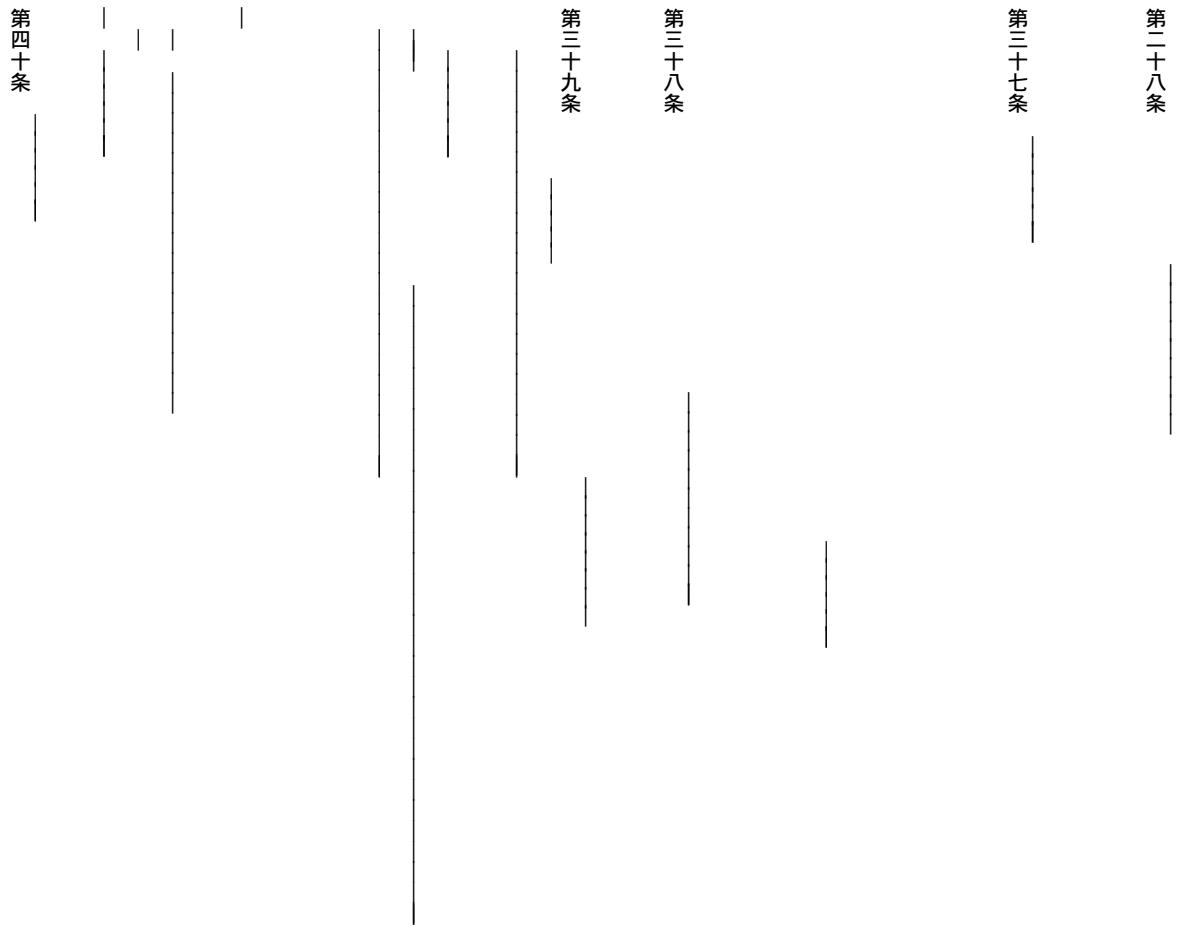
第二十六条

第二十五条

第二十七条

第二十六条

第二十五条



第四十六条

第四十五条

第四十四条

第四十三条

第四十二条

第四十一条

第四十六条

第四十五条

第四十四条

第四十三条

第四十二条

第四十一条

第五十条

第五十一条

第五十三条

第五十四条

第五十条

第五十一条

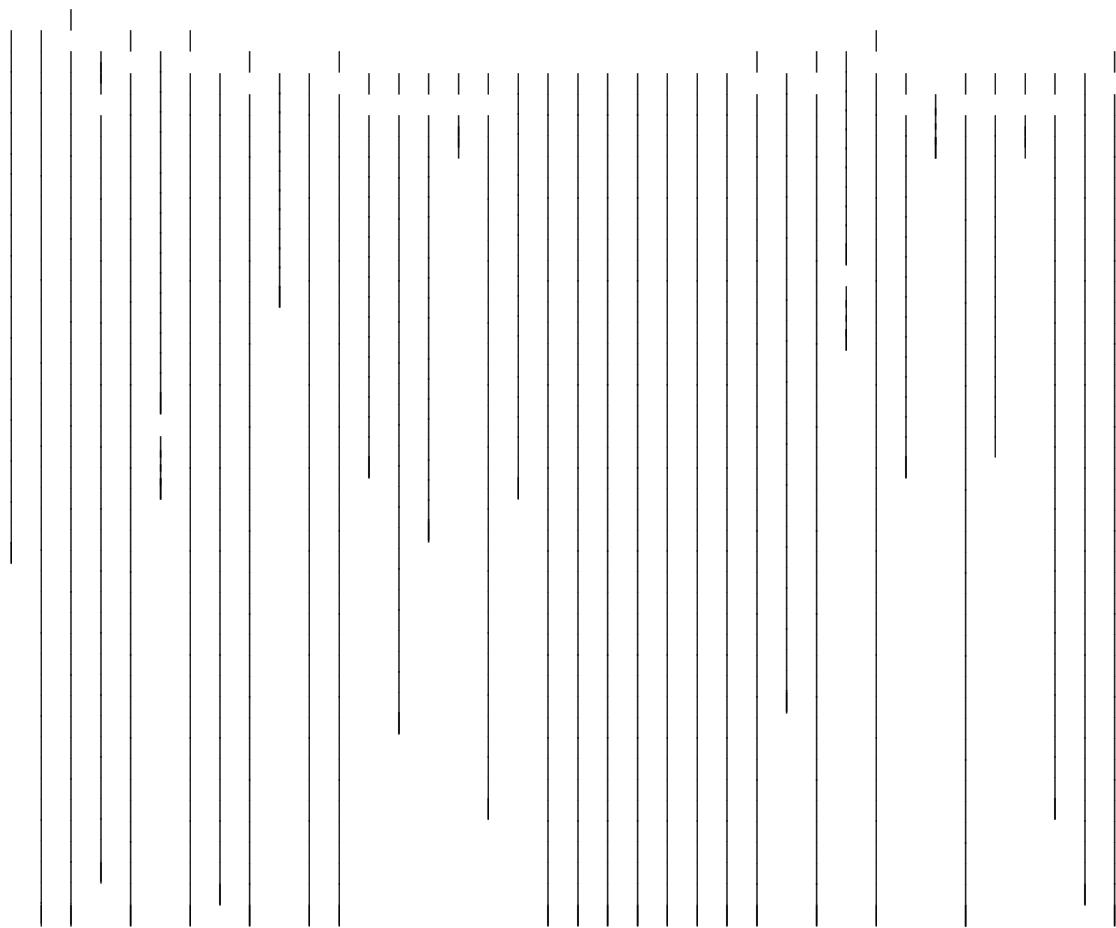
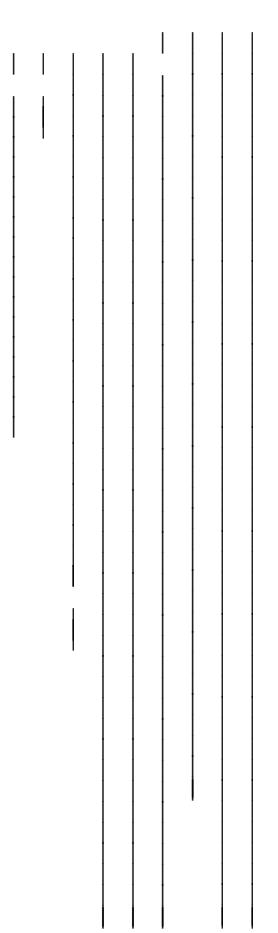
第五十三条

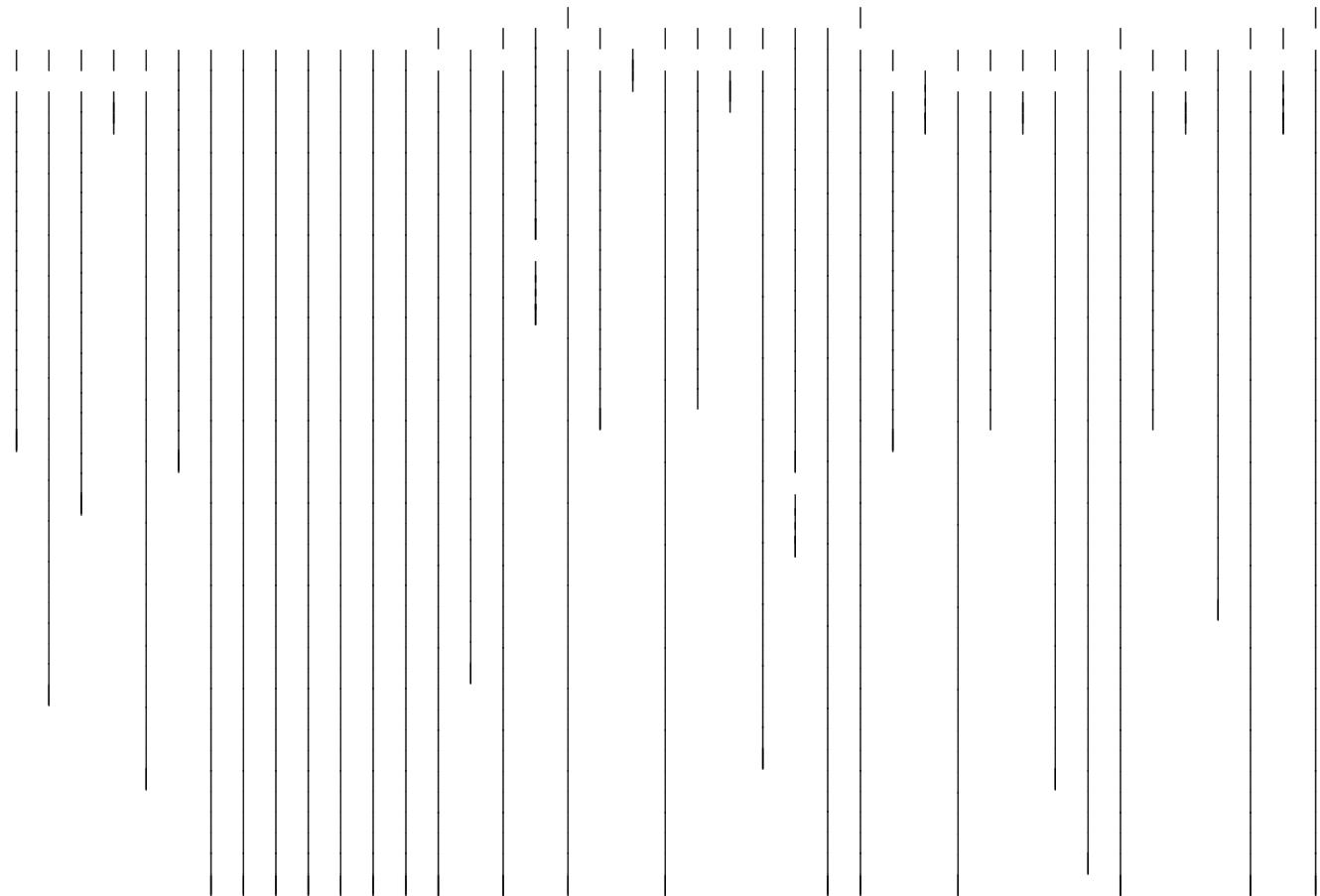
第五十四条

7 2 28

40

92





第五十六条

第五十五条

第五十六条

第五十五条

第六十二条

第六十条

第五十九条

第五十八条

第六十二条

第六十条

第五十九条

第五十八条

第六十六条

第六十三条

第六十六条

第六十三条

第八十五条

第八十一条

第七十八条

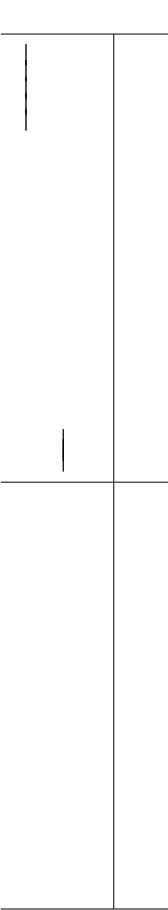
第七十七条

第八十五条

第八十一条

第七十八条

第七十七条

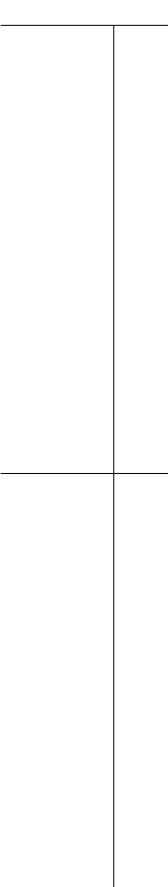


第九十条

第八十九条

第八十八条

第八十六条



第九十条

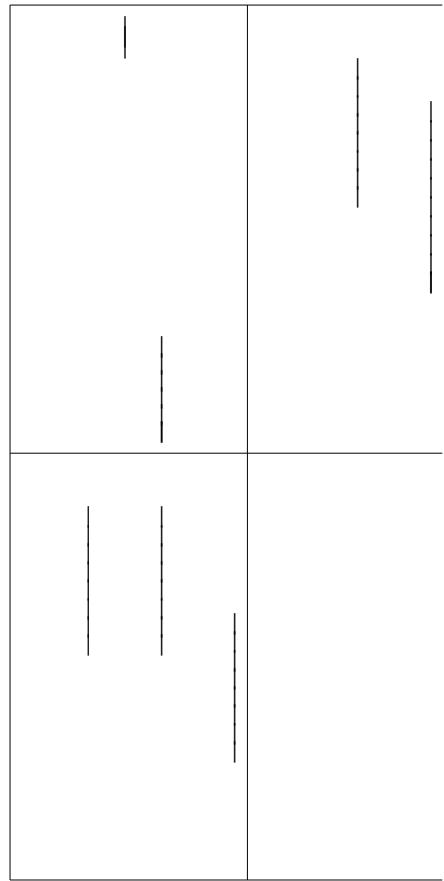
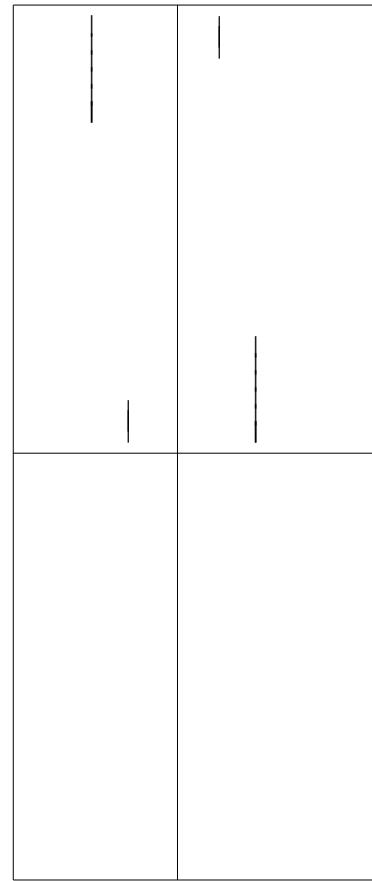
第八十九条

第八十八条

第八十六条

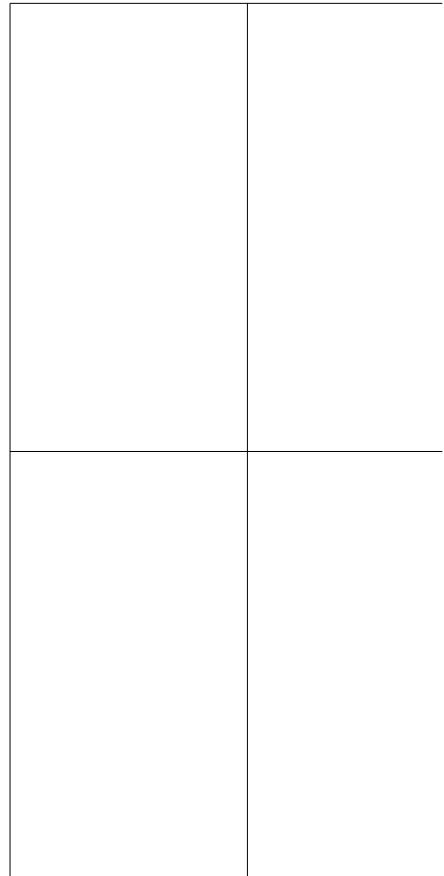
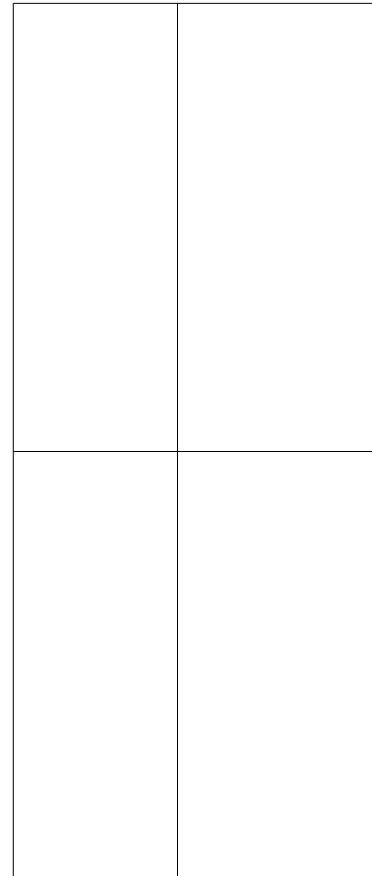
第九十六条

第九十二条



第九十六条

第九十二条



様式第一（第三十九条関係）

## 実施計画

地方厚生局長 賞

研究管理者 (名 称)	氏 名	[法人又は団体にあっては、 名稱及び代表者の氏名] [法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地]
住 所		
記		
1 特定臨床研究の実施体制に関する事項及び特定臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項		
(1) 研究の名稱		
Name Contact for Sponsor	Scientific Title(Acronym)	平易な研究名稱 Public Title(Acronym)
(2) 統括管理者に関する事項等		
先 方 Name 代表者氏名 (法人又は団体の場合のみ)	氏名又は名称 Name e-Rad番号 (個人の場合のみ)	
Name of Representative e-Rad番号 (個人の場合のみ)		
所属機関 (個人の場合のみ) Affiliation (個人の場合のみ)		
(3) 統括管理者及び研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する事項		
統計解析 担当責任者 Address 電話番号 電子メールアドレス	氏名 Name e-Rad番号 e-Rad番号 所属部署	
(4) 多施設共同研究に関する事項		
多施設共同研究機関の該当の有無		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(5) 研究における研究責任医師に関する事項等		
研究責任医師の連 絡先 Name e-Rad番号 所属機関 (実施医療機関) Affiliation 所属部署 所属機関の郵便番号 所属機関の住所 電子メールアドレス	氏名 Name e-Rad番号 所属機関 (実施医療機関) Affiliation 所属部署 所属機関の郵便番号 所属機関の住所 電子メールアドレス	
研究に関する問合 わせ先 Contact for Public Querists	担当者氏名 Name 担当者所属機関 Affiliation 担当者所属部署 担当者所属機関の郵便番号 担当者所属機関の住所 Address	

電話番号	
FAX番号	
電子メールアドレス	
認定臨床研究審査委員会の承認日 (当該研究の実施が承認された日)	

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

当該特定臨床研究に対する管理 者の許可の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
認定臨床研究審査委員会の承認 日（当該機関における研究実施 について承認された実施計画が 初めて委員会に承認された日）		
救急医療に必要な施設又は設備		

\*複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

6) 研究の実施体制に関する事項		
効果安全性評価委員会の設置の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
2 特定臨床研究の目的及びにこれに用いる医薬品等の概要		
(1) 特定臨床研究の目的及び内容		
研究の目的		
試験のフェーズ		
Phase		
実施期間		
実施予定被験者数		
試験の種類		
Study Type		
試験デザイン		
Design		
プラセボの有無		
有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
無作為化の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
研究対象者		
主たる選択基準		
Key の適格基準		
Inclusion & Exclusion Criteria		
Age Minimum		
Age Maximum		
性別		
Gender		
中止基準		
対象疾患名		
Health Condition(s) or Problem(s)		
Studied		
対象疾患コード / Code		
対象疾患キーワード		
Keyword		
介入の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
介入の内容		
Intervention(s)		
介入コード / Code		

3) 特定臨床研究において著しい負担を与える検査その他の行為に用いる医薬品等の概要		
Secondary Outcomes		
Primary Outcome(s)		
副次的な評価項目		
Secondary Outcome(s)		
(2) 特定臨床研究において有効性又は安全性を明らかにしようとする医薬品等の概要		
医薬品、医療機器、再生医療等製品の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品医療機器等法における未承認、適応外、承認内の別	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外
一 般 名 称 等		
医薬品	一般名称（国内外で 未承認の場合は開発 コードを記載するこ と）	
医療機器	類別	
再生医療等 製品	一般的な名称 承認・認証届出番号	
被験薬等提供者	再生医療等 製品 承認番号 名稱	
所在地		

\*複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

一般的名称 承認認証・届出番号		
再生医療等製品	(1) 特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売業者及びその特殊關係者の当該特定臨床研究に対する関与に関する事項等	
一般的な名称	(1) 特定臨床研究に用いる医薬品等の医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供等	
承認番号	特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者等の名稱	
被験薬等提供者 名称	所在地	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数個で記載すること。		
3 特定臨床研究の実施状況の確認に関する事項		
(1) 監査の実施予定		
(2) 特定臨床研究の実施状況		
特定臨床研究の進捗状況	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
進捗状況 第1症例登録日		
進捗状況 登録状況		
Recruitment Status 主たる評価項目に係る研究結果		
Summary Results (Primary Outcome Results)		
4 特定臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供に関する事項		
特定臨床研究の対象者への補償 の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
補償 保険への加入の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
補償 保険の補償内容		
保険以外の補償の内容		
5 特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売業者等以外からの研究資金等の提供		
(1) 特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売業者等以外からの研究資金等の提供		
研究資金等の提供組織名稱 Source of Monetary Support		
研究資金等の提供に係る契約締結の有無 契約締結日	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
物品提供の有無 物品提供の内容	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
役務提供の有無 役務提供の内容	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数個で記載すること		
(2) 特定臨床研究に用いる医薬品等の医薬品等製造販売業者等以外からの研究資金等の提供		
研究資金等の提供組織名稱 Source of Monetary Support		
研究資金等の提供の有無 研究資金等の提供組織名稱 Source of Monetary Support	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数個で記載すること		
6 審査意見業務を行う認定臨床研究審査委員会の名称等		
当該特定臨床研究について審査意見業務を行いう認定臨床研究審査委員会の名称 Name of Certified Review Board		
上記委員会の認定番号		
住所		
Address		
電話番号		
電子メールアドレス		
当該特定臨床研究に対する審査結果		

## 7 その他の事項

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 1の「e-Ran番号」、2(1)の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」。

4 1(1)「Scientific Title(Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、()でその略称を記載すること。

5 1(3)の研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する担当責任者の欄には、所属

における当該部門の長ではなく、当該特定臨床研究における担当責任者を記載すること。

6 2(2)の「一般名称等」の欄については、医薬品、医療機器又は再生医療等製品のうち該当

する項目にのみ記載すること。

7 3(2)の「第1種別登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1種別登録

後満了なく、法第6条第3項の規定による実施計画の様様な変更を行うこと。

8 3(2)の「生たる評価項目に係る研究結果」の欄については、空欄で提出すること。ただし、臨床研究法施行規則第24条第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第6条第1

項の規定による実施計画の変更を行うこと。

## (3) 特定臨床研究を実施するに当たって留意すべき事項

備考

国際共同研究	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
臨床研究を実施する国(日本以外)		
Countries of Recruitment		
保険外併用療養	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
遺伝子治療等臨床研究に関する指針 (平成27年厚生労働省告示第344号)の 対象となる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
遺伝子組換え生物等の使用等の規制に よる生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)の対象となる 薬物を用いる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
生物由来製品が見込まれる薬物 を用いる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

## (4) 全体を通しての補足事項等

その他1

その他2

その他3

株式第二（第四十一条関係）

## 実施計画事項変更届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

統括管理者	氏名 (名称)	〔法人又は団体にあっては、 名称及び代表者の氏名〕
住 所	〔法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	

下記のとおり、実施計画を変更したいので、臨床研究法第6条第1項の規定により提出します。

実施計画の実施計画番号	記
研究名稱	.....
平易な研究名稱	.....
変更内容及び理由	.....

※ 範例内容の欄に、「変更事項」「変更前の内容」「変更後の内容」「変更理由」を記載すること。

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。

株式第三（第四十三条関係）

## 実施計画事項軽微変更届書

年 月 日

地方厚生局長 殿

統括管理者	氏名 (名称)	〔法人又は団体にあっては、 名称及び代表者の氏名〕
住 所	〔法人又は団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	

下記のとおり、実施計画を変更したので、臨床研究法第6条第3項の規定により届け出ます。

実施計画の実施計画番号	記
研究名稱	.....
平易な研究名稱	.....
変更内容及び理由	.....

※ 変更内容の欄に、「変更事項」「変更前の内容」「変更後の内容」「変更年月日」「変更理由」を記載すること。

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。

年月日

株式第十二（第七十六条関係）（第一面）  
臨床研究審査委員会認定事項更新申請書

年月日

地方厚生局長 聞

地方厚生局長

施設管理者 (名 称)	氏 名	申告者 住 所	法人にあっては、 主たる事務所の所在地
平易な研究名称		法人又は団体にあっては、 法人にあっては、 名称及び代表者の氏名	

下記のとおり、特定臨床研究を中止したので、臨床研究法第8条の規定により届け出ます。

実施計画の実施計画番号	記
研究名称	
平易な研究名称	
中止年月日	
中止の理由	

## (留意事項)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。

下記のとおり、認定臨床研究審査委員会の認定事項の更新を受けたいので、臨床研究法第26条第6項の規定により申請します。  
申請者は、病院若しくは診療所の開設者又は臨床研究法施行規則第64条第1項各号に掲げる団体に該当すること、臨床研究法第24条各号に規定する次巻事由に該当しないこと、申請者が臨床研究法施行規則第64条第1項第1号から第3号までに掲げる団体である場合にあっては同条第2項に規定する要件を満たすこと並びに臨床研究審査委員会の活動の自由及び独立が保障されていることを誓約します。

記

## 1 更新を受けようとする認定臨床研究審査委員会に関する事項

更新を受けようと/orする認定臨床研究審査委員会の認定番号及び認定年月日

更新を受けようと/orする認定臨床研究審査委員会の名称

更新を受けようと/orする認定臨床研究審査委員会の所在地

変更内容  
・変更事項

・変更前

・変更後

・変更理由

審査意見業務を行った年数	1年目
開催回数及び新規審査件数	2年目
	3年目
審査意見業務を行う体制	審査意見業務を行う順及び内容について依頼する者にかかる料金の公正な手数料の算定の基準
	審査意見業務を行う順及び内容について依頼する者にかかる料金の公正な手数料の算定の基準
	審査意見業務を行う順及び内容について依頼する者にかかる料金の公正な手数料の算定の基準
審査意見業務を行う順及び内容について依頼する者にかかる料金の公正な手数料の算定の基準	ことができる体制
審査意見業務を行う順及び内容について依頼する者にかかる料金の公正な手数料の算定の基準	専従( )人、専従以外( )人、合計( )人
事務局の人員配置	

専従の該当性	事務局員の氏名	員数 (エフオート 換算)	臨床研究の安全性及び科学的妥当性等を審査 する委員会の業務に關する実務経験 (専従の場合のみ記入)
…	…	…	…
…	…	…	…
…	…	…	…
…	…	…	…

※欄が足りない場合は、適宜追加すること。

2 臨床研究審査委員会の連絡先

担当部署	担当部署電話番号
担当部署FAX番号	…
担当部署電子メールアドレス	…
担当部署の責任者の氏名	…
担当部署の責任者の役職	…
相談等研究対象者対応窓口	名前
設置者の機関における委員会情報の掲載URL	…

※相当部署の責任者の役職については、相当部署における役職を記載すること。

委員名簿	委員の構成要件 の該当性	氏名	職業(所属及び役職)	性別
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…
…	…	…	…	…

※欄が足りない場合は、適宜追加すること。

## (留意事項)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり、「」と記載し、別紙添付すること。
- 申請者の「氏名」について、法人でない団体にあっては、名称及び代表者又は管理人の氏名を記載すること。
- 依頼する者にかわらず公正な手数料の算定の基準」の欄には、手数料の額及び手数料の算定方法等を記載すること。
- 規則第30条第4項及び第5項の規定によるものを除く回数を記載すること。
- 3の「委員の構成要件の該当性」の欄への記載は、次のとおりとすること。  
「①医学／医療」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号イに定める「医学又は医療の専門家」  
「②法律」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに定める「臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に關して理解のある法律に関する専門家」  
「③生命倫理」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ロに定める「生命倫理に関する識見を有する者」  
「④一般」・・・・・臨床研究法施行規則第66条第2項第1号ハに定める「一般的立場の者」

第一百三十七条の九

第一百三十七条の十五

第一百三十七条の二十



第一百三十七条の九

第一百三十七条の十五

第一百三十七条の二十

第四条

第七百七条

第七百十四条

第五条

別表第一


第七百七条

第七百十四条

別表第一


第十条

第九条

第八条

第七条

第六条

第五条

第四条

第三条

第一  
二  
三

第一条

附  
則

別表第一



## 別添 2

### 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (令和7年厚生労働省令第15号) の内容について

※令和7年2月28日公布

#### 第1 改正の趣旨

再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律(令和6年法律第51号。以下「改正法」という。)が施行されることに伴い、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第110号。以下「再生則」という。)及び臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号。以下「臨研則」という。)について、所要の措置を講ずることとする。

また、「再生医療等安全性確保法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」(令和4年6月3日厚生科学審議会再生医療等評価部会決定)及び「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」(令和4年6月3日厚生科学審議会臨床研究部会決定)等を踏まえ、所要の措置を講ずることとする。

#### 第2 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第15号。以下「改正省令」という。)の主な内容

##### 1 再生則関係

###### (1) in vivo遺伝子治療及び関連技術の第一種再生医療等技術への位置づけ

改正法による改正後の再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号。以下「改正後再生医療等安全性確保法」という。)第2条第2項第2号に規定する医療技術(in vivo遺伝子治療及び関連技術)を第一種再生医療等に位置づけることとした。

###### (2) 認定再生医療等委員会に係る要件の見直し

認定再生医療等委員会が遺伝子治療に関する再生医療等に係る審査等業務を行う場合の要件として、遺伝子治療が人に与える影響について十分な科学的知見及び識見を有する者を置くこととする等の見直しを行うこととした。

###### (3) 認定再生医療等委員会における利益相反関係の適切な管理

審査等業務の対象となる再生医療等提供計画に関する役務の提供を行った者又は当該者と密接な関係にある者は、認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員として審査等業務に参加してはならないとする等の見直しを行うこととした。

###### (4) 核酸等を製造する特定細胞加工物等製造施設の基準及び届出

核酸等を製造する特定細胞加工物等製造施設が、再生医療等安全性確保法第40条第1項の規定により届出を行う場合は

- ・ 再生医療等製品の製造許可を受けた製造所において製造する場合
- ・ 医薬品のうち、生物学的製剤等の製造工程の全部又は一部を行う製造所において製造する場合

とした。

(5) その他所要の改正を行うこととした。

## 2 臨研則関係

### (1) 研究目的で研究対象者に著しい負担を与える検査等を伴う研究の臨床研究法適用対象への位置づけについて

改正法による改正後の臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）第 2 条第 1 項の規定により臨床研究に該当し、同法が適用されるものとして、「臨床研究の対象者に対して行われる検査その他の行為であって、当該行為が行われた場合における重大な疾病、障害若しくは死亡若しくは感染症その他の臨床研究の安全性に関わる事象の発生頻度又は心身の苦痛若しくは負担の程度が、通常行われる検査その他の行為と比較して相当程度高いと認められるもの」を規定することとした。

### (2) 医薬品等の適応外使用に関する特定臨床研究等の対象範囲の見直し

改正法による改正後の臨床研究法第 2 条第 2 項第 2 号ロ及びニにおいて臨研則において定めることとされている、特定臨床研究の対象から除外する用法等の具体的な内容は、それぞれ次に該当するものとして認定臨床研究審査委員会が認めたもの（日本国内において、診療等に用いられた実績が乏しい又は保健衛生上の危害が生じている用法等を除く。）とした。

#### ①適応外医薬品 次のいずれかに該当するもの

- i ) 医学医術に関する学術団体が、適切な診療等の実施に係る指針の公表その他これに類する方法によりその実施を推奨するもの
- ii ) 医薬品を法第 2 条第 2 項第 2 号ロに規定する承認に係る効能又は効果で用いるものであって、臨床研究の対象者に対する有効性及び安全性が認められるものの

#### ②適応外医療機器 次のいずれかに該当するもの

- i ) ①の i ) に該当するもの
- ii ) 医療機器を法第 2 条第 2 項第 2 号ニに規定する承認、認証又は届出に係る効果又は性能で用いるものであって、臨床研究の対象者に対する有効性及び安全性が認められるもの

### (3) 研究全体の責任主体の見直し

臨床研究を実施する者は、臨床研究の実施を統括管理する者（法人又は団体を含む。）である「統括管理者」を置かなければならぬこととともに、研究責任医師が担うこととされていた研究計画書の作成や研究の運営に関する責務については統括管理者が担うこととする等の見直しを行うこととした。

### (4) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 その他関係省令について所要の改正を行うこととした。

## 第3 施行期日

この省令は、令和7年5月31日から施行することとした。

参考資料 1

# 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則

## 改正のポイント

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

第1条、第5条、第8条の4、  
第8条の5、第8条の6、第8条の8、  
第8条の9、第17条、第20条 関係

## 研究実施に係る手続を行う主体の適正化 について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## (2)① 研究実施に係る手続を行う主体の適正化

- 現行の再生医療等安全性確保法においては、再生医療等を研究として行う場合において、研究計画書の作成や研究状況のモニタリング等の手続に関しては、再生医療等の提供を行う医療機関の管理者が行うこととされている。
- 一方で、臨床研究法では、これらの手続きは研究の実施責任者の責務となっている。

### 対応の方向性

- 研究実施に係る手続について、一層適切かつ効率的に行うことができるよう、現在医療機関の管理者が行うこととされている手続のうち下記について、研究の実施責任者が行うこととする。
  - 研究計画書の作成
  - モニタリングを実施させること
  - 監査を実施させること
  - 利益相反管理計画の策定、提出
  - WHOが求める事項の情報公表、統括報告書の公表等
- また、第3種再生医療等の研究については実施責任者を置くことが義務とされていないところであるが、第3種再生医療等についても実施責任者を置くことが可能である旨を法令上で明確化することとする。

## 第7条、第99条 関係

# 異種移植について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 再生医療等安全性確保法における異種移植の考え方

- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号。以下「法」という。）第2条において人又は**動物**の細胞に培養その他の加工を施したものを細胞加工物と定義している。
- このため、**動物由来の細胞加工物を用いた異種移植については、本法の規定に照らし、「再生医療等技術」に該当する。**

## （定義）第二条 （略）

この法律において「再生医療等」とは、再生医療等技術を用いて行われる医療（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものを除く。）をいう。

- 2 この法律において「再生医療等技術」とは、次に掲げる医療に用いられることが目的とされている医療技術であって、細胞加工物を用いるもの（細胞加工物として再生医療等製品（医薬品医療機器等法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。第四項において同じ。）のみを当該承認の内容に従い用いるものを除く。）のうち、その安全性の確保等に関する措置その他のこの法律で定める措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。
  - 一 人の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成
  - 二 人の疾病的治療又は予防
- 3 この法律において「細胞」とは、細胞加工物の原材料となる人又は**動物**の細胞をいう。
- 4 この法律において「細胞加工物」とは、人又は**動物**の細胞に培養その他の加工を施したものといい、「特定細胞加工物」とは、再生医療等に用いられる細胞加工物のうち再生医療等製品であるもの以外のものをいい、細胞加工物について「製造」とは、人又は**動物**の細胞に培養その他の加工を施すことをいい、「細胞培養加工施設」とは、特定細胞加工物の製造をする施設をいう。

# 異種移植についての検討状況

## 現 状

- 国内における異種移植については、以下の通知に基づき実施することを求めてきた。
  - ・「「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」の改訂について」（平成28年6月13日付け医政研発0613第1号）
  - ・「「異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針」に基づく3T3J2株及び3T3 NIH株をフィーダー細胞として利用する上皮系の再生医療への指針について」（平成16年7月2日付け医政研発第0702001号）
- 2022年に米国で世界で初めて、遺伝子改変を行ったブタ心臓のヒトへの移植が実施された。その後、遺伝子改変を行ったブタの腎臓移植やブタの肝臓移植等、世界中で遺伝子改変動物を用いた異種移植の報告がされている。
- 国内においても、海外で開発された遺伝子改変動物の技術供与を受けるなど、臨床研究における異種移植の実施に向けた動きがある。

## 厚生労働省の対応状況

- 厚生労働省においては、遺伝子改変を行った異種移植に関する課題の整理等を行うため、以下の厚生労働科学特別研究を実施。
  - ・ 令和4年度「遺伝子改変を行った異種臓器の移植に関する課題や論点等の整理のための調査研究」
  - ・ 令和5年度「遺伝子改変を行った異種臓器の移植に関する再生医療等安全性確保法の適用と運用および公衆衛生上の安全性の確保に向けた調査研究」（※次ページ参照）

これらの研究の結果も踏まえ、再生医療等安全性確保法に基づき、遺伝子改変を行った異種移植を行う場合の適切な実施体制を整理する必要がある。

# 再生医療等安全性確保法のもとで実施する異種移植の実施に係る体制について

## 対応の方向性

- 今後、再生医療等安全性確保法のもとで遺伝子改変を行った異種移植が国内で実施されることを想定し、追加的リスクに適切に対応することができるよう、必要な実施体制や審査体制、手続等について通知において整理することとする。
- 通知においては、現行の指針をベースに、研究班ガイドラインを踏まえて再生医療等安全性確保法のもとで実施する上で追加的に実施すべき事項（下記参照）を規定することとする。併せて、省令等において、ドナー動物の適格性を担保するための措置を行うこととする。

## 追加的に実施すべき事項

### 1. 異種移植の実施体制

- ・ 異種移植の提供を行う医療機関や同機関における異種移植の提供を行う専門家チームの要件、異種移植の実施責任者及び同機関の管理者の責務を規定。
- ・ 異種移植提供機関に対し、異種移植特有のリスクへの安全性確保のための措置等を盛り込んだ再生医療等提供計画（異種移植提供計画）を作成するよう求める。
- ・ 異種移植を行うことの適否について、特定認定再生医療等委員会の審査に先立ち、異種移植特有のリスクへの安全性確保のための専門的な審議を行う審査委員会（異種移植審査委員会）の設置を求める。

### 2. 異種移植の審査体制

- ・ 異種移植審査委員会の構成や審査すべき事項を規定。
- ・ 再生医療等評価部会において適切な評価がなされるよう、部会における議論に先立ち、予備的な評価の場を設ける。

### 3. 異種移植提供計画の構成要件

- ・ 異種移植提供計画において、第一種再生医療等提供計画の要件に加え、異種移植患者に追加的に求められるインフォームド・コンセントやアセントの方法・内容、ドナー動物の品質管理及び異種移植片の安全性の確保、異種移植後の感染対策及び感染因子の監視に関する事項を盛り込むことを規定。

### 4. 公衆衛生上の対応

- ・ 必要な報告、届出、通報及び相談・支援の体制、記録や資料の保管について規定。

## 第27条、第65条、第71条 関係

認定再生医療等委員会における  
利益相反等への対応について

ひと、くらし、みらいのために



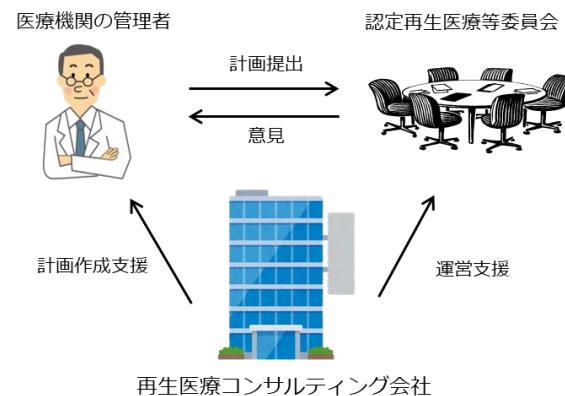
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## (2)③認定再生医療等委員会における利益相反等への対応について

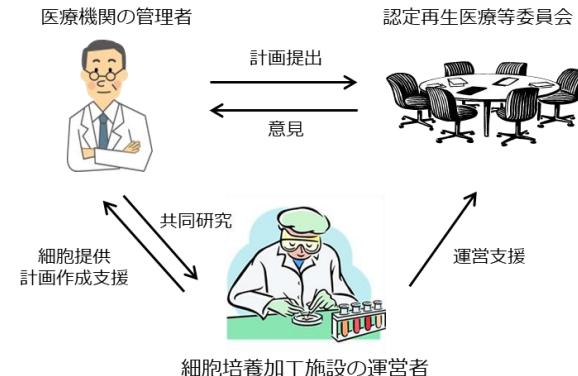
### 背景

- 令和2年度の「認定再生医療等委員会の審査の質向上事業」の報告書において、再生医療等の提供を計画している医療機関と認定再生医療等委員会の双方に便宜を供与することによる利益相反が疑われる事例が報告されている。
  - パターン① 再生医療等の提供を計画している医療機関に対して再生医療等提供計画の作成の支援を行う企業（再生医療のコンサルティングを業とする企業）が、委員会の運営の支援も行っていると推定されるケース
  - パターン② 再生医療等の提供を計画している医療機関に対して細胞を提供する又は/かつ共同研究を行う細胞培養加工事業者が、当該医療機関の再生医療等提供計画の作成や委員会への申請の支援等を行うとともに、当該委員会の設置・運営等の支援も行っていると推定されるケース
- 「再生医療等安全性確保法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」においては、**認定再生医療等委員会における利益相反関係の確認ができるよう適切な措置を講じることを検討すべき**と示されている。

パターン①



パターン②



(参考) 「再生医療等安全性確保法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」抜粋

- 臨床研究法も参考に、認定再生医療等委員会に対する立入検査及び欠格事由については、新たに再生医療等安全性確保法にも規定を加えるべきである。
- 認定再生医療等委員会における利益相反の関係を確認でき、適切な措置が講じられるような対応について検討すべきである。

## (2)③認定再生医療等委員会における利益相反等への対応について

### 現 状

- 現行法令においては、認定再生医療等委員会（以下「委員会」という。）の審査等業務やその記録の保存の要件として、以下が定められている。
  - ・ その審査対象となる医療機関と委員との利害関係に関する委員会の成立要件（施行規則第63条・64条）
  - ・ 委員の各審査等業務への参加に関する規定についての要件（施行規則第65条）
  - ・ 認定再生医療等委員会の審査等業務の記録等についての要件（施行規則第71条）
- 一方で、委員会の設置運営等に関与しつつ、審査対象となる再生医療等提供計画に対し役務（計画の作成・委員会への申請支援等）を提供している第三者の利益相反関係に係る法令上の取扱いは明確に規定されていない。

### （参考）再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）

第六十三条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 (中略)
- 四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
- 五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

第六十五条 次に掲げる認定再生医療等委員会の委員又は技術専門員は、審査等業務に参加してはならない。ただし、認定再生医療等委員会の求めに応じて、当該認定再生医療等委員会において説明することを妨げない。

- 一 (中略)
- 三 前二号に掲げる者のほか、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関の管理者、当該再生医療等提供計画に記載された再生医療等を行う医師若しくは歯科医師若しくは実施責任者又は審査等業務の対象となる再生医療等に関与する特定細胞加工物製造事業者若しくは医薬品等製造販売業者若しくはその特殊関係者と密接な関係を有している者であって、当該審査等業務に参加することが適切でない者

第七十一条 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会における審査等業務の過程に関する記録を作成し、個人情報、研究の独創性及び知的財産権の保護に支障を生じるおそれのある事項を除き、これを公表しなければならない。

- 2 認定委員会設置者は、審査等業務に係る再生医療等提供計画その他の審査等業務を行うために提供機関管理者から提出された書類、前項の記録（技術専門員からの評価書を含む。）及び認定再生医療等委員会の結論を提供機関管理者に通知した文書の写しを、当該再生医療等提供計画に係る再生医療等の提供が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。
- 3 (中略)

## (2)③認定再生医療等委員会における利益相反等への対応について

### 対応の方向性

- 適正かつ公正な審査が行われることが担保されるよう、業務委託等により委員会の設置運営等に関与する者（法人等の場合は職員を含む。以下、「委員会運営支援者」という。）が、審査対象となる再生医療等提供計画の作成支援等の役務を提供する者と同一性を有している場合の利益相反について適正な管理を進めるため、以下の取扱いとする。
  - 審査対象となる再生医療等提供計画に関する役務を提供している委員会運営支援者と利害関係がある委員は、当該計画の審査等業務に参加してはならないこととする。
  - 再生医療等提供計画に作成支援等の役務を受けたことの有無やその内容等を明記させる。
  - 立入検査等の実効性を担保する観点から、委員会の設置者に対し、各審査等業務における委員の利害関係等の確認に要した書類や委員会運営支援者の関与に係る記録を適切に保管されること等を義務づける。
  - 委員会運営支援者が審査対象となる再生医療等提供計画に関する役務を提供している場合に、特に利益相反が疑われる事例の具体例について「認定再生医療等委員会の審査の質向上事業」において検討を行い、その結果を周知する。

## 第44条 関係

in vivo遺伝子治療の追加を踏まえた  
認定再生医療等委員会の構成要件  
について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# (1)② in vivo遺伝子治療の追加を踏まえた認定再生医療等委員会の構成要件

- 今般の法改正により、in vivo遺伝子治療が再生医療等安全性確保等法に位置づけられたことを踏まえ、適切な再生医療等の提供がなされるよう、認定再生医療等委員会による審査体制を整理する必要がある。
- 現行の再生医療等安全性確保法や関連通知において、ex vivo遺伝子治療を行おうとする場合には、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」に定める審査体制と同等の体制を備える認定再生医療等委員会において審査を受けることを求めている。

(参考) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成31年厚生労働省告示第48号。令和5年一部改正。）

## 2 構成及び会議の成立要件等

(1) 倫理審査委員会の委員の構成は、遺伝子治療等臨床研究の調査及び審査を適切に実施できるよう、次に掲げる全ての要件に適合するものでなければならず、また、イからハまでに掲げる者は、それぞれ他の要件を兼ねることはできない。会議の成立についても、同様とする。

**イ 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学、病理学等**の専門家及び対象疾患に係る臨床医が含まれていること。

**ロ 法律に関する専門家及び生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者**が含まれていること。

ハ 遺伝子治療等臨床研究に関する知識を十分に有しているとは限らない被験者の視点から、客観的な意見を述べることができる者が含まれていること。

二 倫理審査委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。

ホ 男女両性で構成されていること。

ヘ 5名以上であること。

- in vivo 遺伝子治療及びそれと同等のリスクを有する ex vivo 遺伝子治療の審査には、その品質や安全性の評価においてウイルスベクターや遺伝子治療の人への影響について識見を有する者の意見が重要な意味をもつことから、その専門家の参画を認定再生医療等委員会の委員の構成要件として明記することが求められる。患者への投与後は、遺伝子治療後に染色体への影響が懸念される場合、長期経過観察が必要である。また、遺伝子治療におけるウイルスベクター等の製造、管理、適用については、遺伝子組換え技術としての要件が必要となり、CPCでは従来の細胞製造の要件に加えて封じ込めの対応が必要である。その製造や臨床適用では遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づいた対応が求められる。
- 現行の再生医療等安全性確保法の手続を前提とし、審査を行う委員会、遺伝子治療を提供する医療機関、ウイルスベクター等の製造・管理や取扱業者において、遺伝子治療の提供に必要な手続を求める。例えば、委員会には、「組換えDNA技術を用いたウイルスベクター製造等の組換え生物の取扱いについて識見を有する者」及び「遺伝子治療の人への影響について十分な科学的知見及び識見を有する者」の参画を求めるなどが考えられる。また、カルタヘナ法の手続については、重複を避け一体的な審査とする。以上の点について概ね意見が一致した。

# (1)② in vivo遺伝子治療の追加を踏まえた認定再生医療等委員会の構成要件

## 対応の方向性

- 今般の法改正を契機とし、現在実施されているex vivo遺伝子治療に係る審査体制も含め、再生医療等安全性確保法における遺伝子治療に係る計画の審査体制を省令等に明記することとする。
- その内容については、現在実施されているex vivo遺伝子治療に係る審査体制やとりまとめの内容を踏まえ、以下の者を審査体制に参画させることを規定し、これらの体制を備える委員会において、ex vivo遺伝子治療及びin vivo遺伝子治療の実施に係る審査を行うこととする。
  - ① 組換えDNA技術を用いたウイルスベクター製造等の組換え生物の取り扱いについて識見を有する者
  - ② 遺伝子治療の人への影響について十分な科学的知見及び識見を有する者

## 第85条 関係

核酸等を製造する特定細胞加工物等製造施設の  
基準及び届出について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# (1)③ 核酸等を製造する特定細胞加工物等製造施設の基準及び届出について

- 現在、再生医療等安全性確保等法に基づき特定細胞加工物を製造する施設（細胞培養加工施設）については、同法において遵守すべき構造設備基準等が定められ、細胞培養加工施設毎に許可を受ける又は届出を行うこと（※）が義務づけられている。  
(※) 細胞培養加工施設が以下に該当する場合には、許可の取得ではなく届出を行うこととされている。
  - ・ 病院又は診療所に設置される場合
  - ・ 医薬品医療機器等法の規定による医薬品又は再生医療等製品の製造業の許可を受けた施設である場合
  - ・ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の規定による臍帯血供給事業の許可を受けた者が同事業の用に供する施設である場合
- 今般の法改正により、核酸等を製造する施設についても「特定細胞加工物等製造施設」として包含して同様の義務が課され、許可の取得ではなく届出を行うこととなる範囲の詳細については、厚生労働省令で定めることとなっている。
- なお、ウイルスベクターの製造所や、細胞への遺伝子導入にウイルスベクターを使用するCPC、ウイルスベクター等を使用する医療機関において、再生医療等安全性確保法上、現行の要件に加えて、追加的に求める要件はないことは、とりまとめにおいて確認されている。

(改正後) 再生医療等安全性確保法

(特定細胞加工物等の製造の許可)

第三十五条 特定細胞加工物等の製造をしようとする者(第四十条第一項の規定に該当する者を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特定細胞加工物等製造施設ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2～5 (略)

(特定細胞加工物等の製造の届出)

第四十条 特定細胞加工物等製造施設(病院若しくは診療所に設置されるもの又は医薬品医療機器等法第十三条第一項若しくは第二十三条の二十二第一項の許可を受けた製造所に該当するもの若しくは移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第三十条第一項の臍帯血供給事業の許可を受けた者が臍帯血供給事業の用に供するもののうち厚生労働省令で定めるものに限る)以下この条において同じ。)において特定細胞加工物等の製造をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、特定細胞加工物等製造施設ごとに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一～四 (略)

2・3 (略)

# (1)③ 核酸等を製造する特定細胞加工物等製造施設の基準及び届出について

## 対応の方向性

- 改正後の再生医療等安全性確保法第40条の規定に基づき、核酸等の製造について、許可ではなく届出により製造が可能となる場合については、それぞれ適切に製造するための設備等が他の法令の手続により担保されているか否かを踏まえ、以下の通りとする。

### 核酸等の製造について届出によることが許容される場合

- 再生医療等製品の製造許可を受けた製造所において製造する場合
- 医薬品のうち、生物学的製剤等の製造工程の全部又は一部を行う製造所において製造する場合

(参考) 現行法における取扱い（法第40条）

### 細胞加工物の製造について届出によることが許容される場合

- 再生医療等製品の製造許可を受けた製造所において製造する場合
- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の規定による臍帯血供給事業の許可を受けた者が同事業の用に供する施設で製造する場合

- とりまとめを踏まえ、核酸等を製造する特定細胞加工物等製造施設の構造設備の基準（法第42条）及び事業者の遵守事項（法第44条）等については、細胞加工物を製造する特定細胞加工物等製造施設のそれと同一とする。

参考資料 2

## 臨床研究法施行規則 改正のポイント

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 第2条の2 関係

研究目的で研究対象者に著しい負担を  
与える検査等を伴う研究について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 研究目的で研究対象者に著しい負担を与える検査等を伴う 研究に関する法の適用

- 研究目的ではなく、通常の医療の提供として使用された医薬品等の有効性又は安全性を明らかにするために実施する研究がある。
- 通常の医療の提供に追加して研究目的で医薬品等を使用しない場合であっても、研究目的で研究対象者に著しい負担を与える検査等を行う場合は、研究対象者の生命・身体の安全が脅かされる可能性があるため、研究目的で医薬品等を使用する場合と同様に、臨床研究法の対象となる旨を条文上明確化する。

## 【改正後の臨床研究法の対象範囲】

医薬品等の使用	検査等	臨床研究法の対象か否か
1. <u>研究目的で医薬品等を使用する場合</u>	(内容問わず)	対象
2. <u>通常の医療の提供として医薬品等を使用する場合</u>	<p><u>研究目的で研究対象者に著しい負担を与える検査等を通常の医療に追加して行う場合</u></p> <p>例：骨髄穿刺、造影剤を使用するCT検査など (厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働省令等で定める)</p>	対象
	上記以外の検査等を通常の医療に追加して行う場合	対象外
	通常の医療に必要な範囲の検査等のみ (研究目的の検査等は行わない)	対象外

## 研究目的で研究対象者に著しい負担を与える 検査等を伴う研究に関する運用方法、基準

- 省令で具体的範囲を定めることとされている「研究対象者の心身に著しい負担を与えるもの」は、「臨床研究法施行5年後の見直しに係る検討のとりまとめ」も踏まえ、下記のようなケースを念頭に、**入院等の研究対象者に負担を課すことが明らかであるものや、通常の医療において行われる診断、治療及び予防のための検査又は行為に比べ、著しく大きい傷害が発生する可能性が高いもの**とする。

- ① 入院や頻回の通院その他の身体の自由の拘束を強いる検査又は行為
  - ② 治療を要する疾病、障害、又は死亡が発生する可能性が高い検査又は行為
  - ③ 心身に苦痛を相当程度与える検査又は行為

- 著しく大きい傷害が発生する可能性は、対象者の年齢や体重、疾患、病状等の背景因子によって大きく異なるため、個々の検査等に即して上記基準への該当性を判断する必要がある。当該判断に資するよう、国において事例等を示すこととする。

## 第5条、第6条 関係

適応外使用に関する  
特定臨床研究の対象範囲について

ひと、くらし、みらいのために

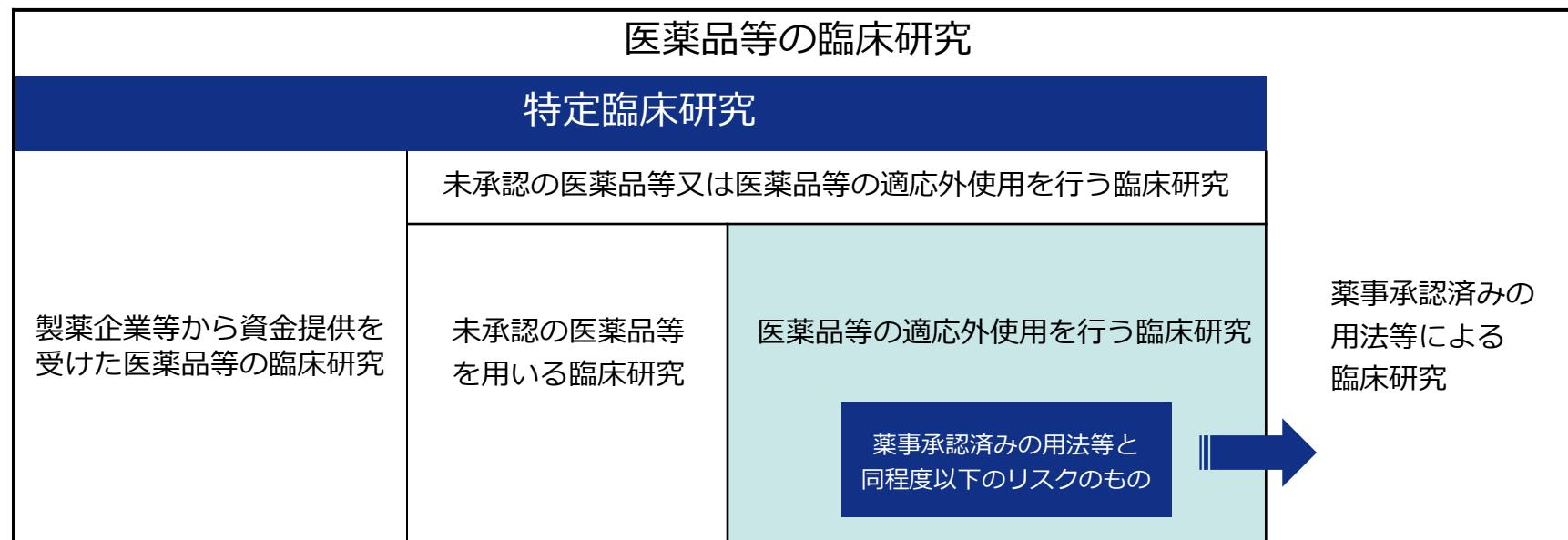


厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 医薬品等の適応外使用に関する特定臨床研究等の対象範囲の見直し

- 現行法では、臨床研究における医薬品等の使用方法が、薬事承認済みの用法等と少しでも異なる場合（適応外使用）（※）は一律に特定臨床研究に該当し、実施基準の遵守や実施計画の提出等が義務付けられる。  
※ 特にがん領域と小児領域においてこのような研究が多く行われている。
- このような医薬品等の適応外使用について、研究対象者の生命及び健康へのリスクが薬事承認済みの用法等による場合と同程度以下のものを特定臨床研究の対象から除外する。

注 厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働省令等で定める。なお、再生医療等安全性確保法においても、再生医療等製品の適応外使用について同旨の対応を行う（同法の適用対象から除外する）。



## 特定臨床研究の対象からの除外に関する臨床研究の基準

認定臨床研究審査委員会において判断されるこの基準は、

- 国内の医学関連学会により推奨されている用法等である（医学関連学会が策定する最新のガイドライン若しくはそれと同等の手法により推奨すべきものである旨の見解が公表されているもの）  
又は
- その効能・効果が薬事承認の範囲内であり、研究対象者に対して有効かつ安全であると判断された用法・用量である

ただし、国内における診療の実績が乏しい又は保健衛生上の危害が発生している用法等は除く。

※ 医療機器についても同基準とする。

こととする。

### 通知等で示す考え方

- ・ 「医学関連学会が策定する最新のガイドライン」とは、日本医学会連合加盟学会が策定する診療ガイドラインである、又はMinds（※）による評価を受けたガイドラインとする。  
※ Medical Information Distribution Service（EBM普及推進事業）（公益財団法人 日本医療機能評価機構）
- ・ 「それと同等の手法により推奨すべきものである旨の見解が公表されているもの」とは、診療ガイドライン策定手順と同等の有効性及び安全性のエビデンスが収集され、レビューにより推奨されることが明確である用法等であることが、学会のウェブページ等で公表されているもの。  
  それは、研究対象者の生命及び健康へのリスクが薬事承認済みの用法等による場合と同程度以下と判断した用法等を根拠論文と共に分かりやすく示すものであること。
- ・ 「研究対象者に対して有効かつ安全であると判断された用法・用量」とは、臨床試験のみならず、医薬品においては薬物動態解析、医療機器においては使用模擬試験等で有効性・安全性が説明可能であることを意味する。
- ・ 「保健衛生上の危害が発生している用法等」とは、緊急安全性情報若しくは安全性速報又は論文等により当該用法等について重篤な副作用等により中止等の注意喚起がされている用法等。

第10条の2、第12条、第12条の2、  
第16条～第25条、第37条 関係

研究全体の責任主体の概念について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 研究全体の責任主体の概念について

- ・ 統括管理者とは、臨床研究全体を統括する者とする。
- ・ 一の臨床研究に、一の統括管理者を置くこととする。
- ・ 法人及び団体も統括管理者になることとする。
- ・ 研究責任医師に課せられていた責務のうち、「研究の計画・運営の責任」に関する責務が課されることとする。
- ・ 統括管理者が医師又は歯科医師（医師等）の場合は、研究責任医師を兼ねることができることとする。
- ・ 統括管理者が医師等ではない場合は、「あらかじめ指名する医師等」に医学的見知からの助言を求めなければならないこととする。
- ・ 「あらかじめ指名する医師等」とは、当該研究に従事する研究責任医師、研究分担医師、統括管理者たる学術団体等に所属する医師等とする。
- ・ 有効性又は安全性を明らかにする医薬品等の製造販売業者等に所属する医師等を当該研究の「あらかじめ指名する医師等」に指名することはできないこととする。
- ・ 統括管理者及び「あらかじめ指名する医師等」は利益相反申告を行うこととする。

(参考) 責務の比較表

	現 行		改正案	(参考) ICH-GCP
	単施設	多施設		
疾病等発生時の対応等	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	Sponsor
研究計画書	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	Sponsor
不適合の管理 (CRBの意見聴取)	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	Sponsor
構造設備等の確認	研究責任医師	研究責任医師	研究責任医師	Investigator
モニタリング	研究責任医師	研究責任医師 (研究代表医師)	統括管理者	Sponsor
監査	研究責任医師	研究責任医師 (研究代表医師)	統括管理者	Sponsor
モニタリング及び監査に従事する者に対する指導等	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	Sponsor
研究対象者への補償	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	Sponsor
COI計画の作成等	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	
CRBの意見への対応	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	
苦情及び問合せへの対応	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	

	現 行		改正案	(参考) ICH-GCP
	単施設	多施設		
情報の公開等	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	
医薬品等の品質の確保等	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	Sponsor
環境への配慮	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	
個人情報保護	研究に従事する者全て	研究に従事する者全て	研究に従事する者全て	
本人等の同意	研究責任医師	研究責任医師	研究責任医師	Investigator
記録の作成	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	
実施計画の提出 (CRB意見対応)	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	Investigator
記録の保存	研究責任医師	研究責任医師	統括管理者	Sponsor
研究責任医師			研究責任医師	Investigator
疾病等報告 (因果関係の判断)	研究責任医師	(実務的には) 研究代表医師	統括管理者	Sponsor
特定臨床研究の中止の届出	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	Sponsor
定期報告	研究責任医師	研究代表医師	統括管理者	Investigator

## 第21条 関係

利益相反申告手続の適正化について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 利益相反申告手続の適正化について

## 今後の方向性

### ○ 総括管理者を位置づけることに伴う変更

- ・ 今般の改正により、総括管理者の利益相反申告が必要となることを踏まえ、製造販売業者等も総括管理者への資金等の提供について公表することとする。
- ・ 総括管理者が法人の場合は、組織としての利益相反を申告することとする。
- ・ 総括管理者が様式 A・B を作成し、すべての実施医療機関の様式 E をとりまとめて C R B に提出することとする。

### ○ COI データベースの活用

- ・ 研究計画書及び説明文書における利益相反の開示については、研究計画書及び説明文書にCOI データベースへのリンクやQRコード等を示すことで対応したものと整理し、研究対象者等の求めがある場合には、利益相反の状況を開示することとする。
- ・ こうした点も踏まえ、研究者は公表内容に変更が生じた場合には、COI データベースの情報を都度更新することを求めることがある。

### ○ COI データベースのシステム構築やエクセルツールの改修

- ・ 以下の点について、作業フローを整理することとする。
  - ✓ COI データベースを利用する研究者の所属機関における確認（様式D）の廃止
  - ✓ COI データベースを利用する研究者と利用しない研究者が同一医療機関に存在する場合の手続

## 第54条 関係

疾病等報告の報告期日について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 疾病等報告の報告期日について

【現行省令】			臨床研究法で規定する報告先	
			PMDA	委員会
未承認・適応外	疾病等	未知	死亡等	7日
			重篤	15日
			非重篤	定期
	既知	死亡等		15日
		重篤		定期
		非重篤		定期
既承認	疾病等	未知	死亡等	15日
			重篤	15日
			非重篤	定期
	既知	死亡等		15日
		重篤		30日
		非重篤		定期

【省令改正案】			臨床研究法で規定する報告先	
			PMDA	委員会
未承認・適応外	疾病等	未知	死亡等	7日
			重篤	15日
			非重篤	定期
	既知	死亡等		15日
		重篤		30日
		非重篤		定期
既承認	疾病等	未知	死亡等	15日
			重篤	15日
			非重篤	定期
	既知	死亡等		15日
		重篤		定期
		非重篤		定期

- 未承認・適応外の医薬品等の臨床研究における既知の重篤な疾病等をC R Bに報告する期限については、原則30日以内とすることとし、研究組織から独立した効果安全性評価委員会が設置される場合には、その運用を示した上で定期報告とする。

## 効果安全性評価委員会

- 効果安全性評価委員会は、総括管理者が必要に応じて設置することとし、評価委員については、中立的意見を述べることができる者を置く（有効性又は安全性を明らかにする医薬品等の製造販売業者等と密接な関係を有している者は除く）。
- 総括管理者は、モニタリングや監査における手続と同様に、対象疾患の特性や研究の内容等を踏まえ、開催頻度や実施手順等について手順書を作成し、その内容についてあらかじめC R Bの承認を得る。
- 総括管理者は、該当する疾病等が発生した場合には、効果安全性評価委員会には速やかに報告する。
- 効果安全性評価委員会が、定期報告の期日到来までの間にC R Bへの報告が必要であると判断した場合には、その旨を総括管理者に伝え、速やかに報告される取扱いとする。
- 既承認の医薬品等の臨床研究については、通常の診療においても起こりうる事象であり、既知の疾病等をC R Bに報告する期限は定期報告とする。
- 既知の疾病等であっても、発生頻度や症状の特徴等が大きく異なる場合は、未知の疾病等として報告するよう通知で示す。

## 第66条 関係

認定臨床研究審査委員会について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 認定臨床研究審査委員会（C R B）の質の確保に向けた対応

## 対応

### （C R Bの再設置）

- C R Bの質の確保を維持する観点からは、次のようなケースは忌避すべき。
  - ① 認定更新を行うことができないと見込まれるC R Bを設置する組織等が、当該C R Bの認定期間において、認定更新を行わず、新規のC R Bを設置すること
  - ② 認定更新を行うことができずに廃止となったC R Bを設置していた組織等が、当該C R Bの廃止後すぐに新規のC R Bを設置すること
- このため、次のような仕組みを設けるべき。
  - ・ 上記①に該当するケースにおいて、相当の理由がある場合（審査件数が多数に上り、複数のC R Bを設置することが合理的であると認められる場合等）を除き、同組織等による新規C R Bの設置を認めない。
  - ・ 上記②に該当するケースにおいて、一定期間、同組織等による新規C R Bの設置を認めない。この期間は原則として3年としつつ、改善計画の策定等により状況の改善が期待できる場合（悪質性が高いと認められる場合を除く。）には1年とする。

### （審査の質のモニタリング）

- 審査の質を定期的なモニタリングとして、恒常的に審査の質を維持するため、以下の取扱いとする。
  - ・ 実際の審議内容を議事録などを用いて更新までの間に評価を受けることを更新要件とする
  - ・ 定期評価の結果の概要を公表することを求める
  - ・ 定期評価の結果を受けた改善策を認定期間更新時に厚生局に提出する

また、審査の質の評価方法及び向上の方策については引き続き検討を行うこととする。

（参考）

- ・ 臨床研究総合促進事業  
令和6年度、臨中CRBのピアレビューを臨中ではない病院等に設置されたCRBにも展開
- ・ 議事録等による定期審査の実現可能性の検討  
令和5年度予算事業の成果物として、議事録及び議事概要に関するチェックシート並びにひな形を公開  
令和6年度予算事業において、議事録を用いた審査を見据えた議事録の内容を検討
- 令和6年度厚生科学特別研究事業（佐藤班（柴田小班）） C R Bの審査の質の向上について